

BTMU

中国月報

第79号 (2012年8月)



CONTENTS

■ 特集

- ◆ サービス業における民間投資奨励

■ 経済

- ◆ 中国の小額ローン会社の拡大と民間資本の金融分野への参入

■ 産業

- ◆ 中国総合スーパー業界の現状と今後の見通し (前編)

■ 人民元レポート

- ◆ 中国のオフショア国債発行と最近のオフショア人民元動向

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～「受益者認定」及び「間接持分譲渡」業務について国家税務総局の更なる指針について
- ◆ 法 務：実務的観点からみた外商投資企業の会社分割

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク



目 次

■ 特 集

- ◆ サービス業における民間投資奨励
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 ……………1

■ 経 済

- ◆ 中国の小額ローン会社の拡大と民間資本の金融分野への参入
三菱東京UFJ銀行 経済調査室 香港駐在 ……………6

■ 産 業

- ◆ 中国総合スーパー業界の現状と今後の見通し（前編）
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 ……………14

■ 人民元レポート

- ◆ 中国のオフショア国債発行と最近のオフショア人民元動向
三菱東京UFJ銀行（中国）環球金融市場部 ……………22

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～「受益者認定」及び「間接持分譲渡」業務について国家税務総局
の更なる指針について
プライスウォーターハウスクーパース中国 ……………26
- ◆ 法 務：実務的観点からみた外商投資企業の会社分割
北京市金杜法律事務所 ……………29

■ MUFJ中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集「サービス業における民間投資奨励」は、今年4月から6月にかけて国务院の26部・委員会から相次いで発表された民間投資奨励策のうち、物流業、商業・貿易・流通業、通信業、市政公共事業を取り上げて、これらの奨励策について纏めています。一連の奨励策は外資を対象としたものではありませんが、奨励分野は、外資も現時点で参入可能、乃至は今後参入可能になるものと思われるとした上で、今回の通知の背景について、足元でGDP成長率目標7.5%を達成する為に民間投資を奨励することに加え、今後の持続的安定的な経済成長を実現する為に産業構造の高度化を推進しようとする政府の意図があると指摘し、これらの6つの分野における奨励措置の内容と、外資企業にとって参入の可能性のある具体的な事業分野について解説しています。

経 済「中国の小額ローン会社の拡大と民間資本の金融分野への参入」は、民間の小企業向け金融サービスが不足する中、民間融資の需要に応じて出現した小額ローン会社の発展経緯、現状と関連政策の動向について纏めています。小額ローン会社は、2008年5月に合法的な地位が与えられて以降、急速に拡大していますが、その背景には改革開放の進展により民間経済が急速に発展する一方で、大手の国有金融機関からの融資は、大手国有企業向けが中心で、投資活動が活発な民間企業、中でも中小企業向けの金融サービスが不足していることがあるとしています。こうした中、中国政府は今年に入ってから、「温州市金融综合改革試験区」を設立するなど、民間資本の金融市場への参入促進と民間金融の規範化に関する政策を相次いで発表しています。民間融資難は、民間経済の発展を阻害し、社会的な問題にもなっている為、民間資本の金融分野への参入促進は、経済の活性化、社会不満の解消と社会安定の維持の為に、次期政権にとって重要な施策となるものと指摘しています。

産 業「中国総合スーパー業界の現状と今後の見通し」は、中国総合スーパー業界について前後編2回に分けて考察し、前編では中国小売市場の概要と中国における総合スーパー業界の概要について纏めています。中国の小売市場は、2001年からの10年間、年平均17%のペースで成長し、2011年の市場規模は18兆元に達しましたが、今後についても、供給サイドでは中国政府が内需拡大を促進する方針を示しており、需要サイドでは一人当たりの消費支出の伸び代が未だ大きいことから、中長期的に拡大が続くと見えています。また、総合スーパーの業態は、こうした成長が見込まれる中国小売市場の中で、日常的な買い物の場を提供するものとして国内で既に定着していることから、今後、総合スーパー業界も成長を続けるものとみられるとしています。一方で、総合スーパー業界を取り巻く環境として、多くの都市で制定している「都市商業ネットワーク計画」が実質的に総合スーパーの出店を規制している場合もあること、総合スーパーでは返品可能な消化仕入が多いこと等の中国特有の事情を指摘しています。

人民元レポート「中国のオフショア国債発行と最近のオフショア人民元動向」は、足元のオフショア人民元市場の動向に着目しつつ、中国の通貨国際化戦略における人民元オフショア市場の位置づけについて考察しています。中国政府は、本年6月に香港において過去最大規模、且つ初の香港証券取引所への上場となる人民元建国債を発行したほか、通貨スワップ締結の加速、人民元建ETFの香港上場、深圳市前海地区における資本取引自由化計画の発表、香港以外のオフショア市場の拡大等、足元で人民元の国際化に向けた様々な施策に取り組んでいます。然し乍ら、人民元は、これまでの通貨国際化戦略の進展に伴い、貿易取引のある国との間で決済通貨としての足場を固めてきたものの、人民元オフショア市場は、現状、海外に流出した人民元を本土へ還流させる集約機構としての意味合いが強く、通貨交換性やオンショア金融市場へのアクセスが限定されている現状から察すると、人民元が完全な国際通貨となるのは当分先とみえています。但し、今後、人民元建貿易決済の拡大に伴い、人民元の決済通貨としての国際的地位が更に向上すれば、人民元オフショア市場はその恩恵により発展を続けていくとの見方を示しています。

スペシャリストの目

税務会計「中国の税務」は、日系企業から受ける税務に関する質問のうち実用的なテーマを取り上げ、Q&A形式で解説しています。今回は、国家税務総局の通知「税収協定における『受益者』をどのように理解し認定するかに関する通知」(国税函[2009]601号)及び「非居住者企業の出資持分譲渡所得に対する企業所得税管理の強化」(国税函[2009]698号)について、2012年6月に開催された税務セミナーにおいて国家税務総局が明確にした更なる指針に関する解説です。

法務「実務的観点からみた外商投資企業の会社分割」は、企業事業再編の重要な一手段でありながら、前例がそれほど多くない外商投資企業の会社分割についての解説です。関連の中国法制度を概説し、実務上の問題点を分析、対応策を提示した上で、会社分割は、その法制度に問題が残るため、手続きの内容や期間等に不確定要素が少ないものの、資産譲渡や会社の新規設立と比較して、新たな資金投入を要さず、従業員の承継手続きも煩瑣ではなく、税務面で有利となることが多い等の利点がある為、中国事業の戦略として活用すべき手段の一つと考えられとしています。また、実務に当たっては、個別の事情に合わせた計画・戦略が必要なため、早めに専門家に相談することが望ましく、場合によっては、分割予定の会社に対するデューディリジェンスを実施し、問題点を洗い出したうえで、会社分割に臨むことも推奨されるとしています。



サービス業における民間投資奨励

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
国際事業本部海外アドバイザー事業部
顧問 池上隆介

今年4月から6月にかけて、国务院の26部・委員会から民間投資の奨励に関する通知が相次いで発布された。これらは、2010年5月に国务院が打ち出した民間投資奨励政策（注1）に基づくもので、その部門毎の実施細則という位置付けである。

国务院の奨励政策では、特に民間投資を奨励する産業として、交通運輸業、水利・電力・通信などのインフラ、都市の水道・ゴミ処理・公共交通などの市政公共事業、“政策性住宅”（低価格住宅）建設、医療・教育・文化・観光などの社会事業、金融、流通・物流、国防工業があげられている。これらは、国有企業が独占ないし主要な地位を占めている産業で、これらを民営企業に更に開放しようというものである。

民間投資とは、一般には国有資本以外の投資を指すが、残念ながら、外資は今回の奨励の対象として想定されていない。外資については、今年1月に改訂実施された「外商投資産業指導目録」に記載される奨励産業が適用される。ただし、国务院各部門の通知であげられている奨励分野は、「外商投資産業指導目録」では制限・禁止産業に当たるものも含まれているが、目録にない分野や事業が多数記載されている。これらの多くは、あまり知られていないが、外資も現時点で参入が可能か、あるいは今後参入が可能になるものと思われる。

そこで、今回は前回からのテーマである「サービス産業での中国進出」に関連して、民間投資を奨励する産業のうち、物流業、商業・貿易・流通業、通信業、市政公共事業を取りあげ、それぞれの中で特に奨励される分野と奨励策を整理してみたい。

なお、サービス産業では、ほかに教育、観光、文化、出版経営、プロジェクト・コンサルティング機関について関係部門から通知が出ているが、あまり新味がないか、外資の参入機会が少ないと思われるので割愛する（注2）。

相次ぐ通知の背景

まず国务院の民間投資奨励策発表から2年後の今年になって、国务院各部門から相次いで通知が発布された理由を述べておきたい。それによって、政府の民間投資奨励に対する“本気度”が分かると思われるからである。

直接のきっかけは、3月の全人代での温家宝総理の政府活動報告で、民間投資奨励策の実施細則を発布すると述べられたことである。その時期については、全人代の直前に国务院から各部・委員会宛に出された指示で6月末以前とされたという。しかし、この時期に通知が集中した理由としては、経済成長の減速が顕著になっていたことではないかと思われる。

温家宝総理の政府活動報告では、民間投資奨励策の実施細則に関連して、「投資構造の最適化」とともに「投資の安定拡大の維持」が目的として述べられている。報道によれば、国家发展改革委員会は、今年のGDP成長率目標である7.5%を達成するには、全体の固定資産投資が昨年比16%増、36兆元になることが必要で、民間投資が20兆元に達しなければ7.5%の達成は困難と見ているという（注3）。

ところが、今年以来、民間投資は減速している。国家統計局では、民間投資の大部分を占める固定資産投資統計を今年から発表しているが、それによれば、今年に入って伸び率が大幅に低下しつつあり、全体に占める比重も下がっている（注4）。

こうした事情が民間投資を奨励する一連の通知となって現れたものと思われる。ただ、これらの民

間投資奨励策は、GDP 成長率目標を達成するための一過性のものではないだろう。政府が標榜する持続的安定的な経済成長を実現する政策として、また投資奨励分野を特定していることから分かるように産業構造の高度化を推進する政策として、将来にわたって継続されるものと思われる。

サービス産業の奨励分野と奨励措置

物流業

物流業への民間投資奨励の通知は、国家発展改革委員会を筆頭に、公安部、財政部、国土資源部、交通運輸部、鉄道部、商務部など12機関による共同発布である（注5）。

それだけに投資奨励分野が精選されているという印象を受ける。このうち共同配送業務、鉄道の幹線、旅客専用線、都市間鉄道、地方鉄道、支線、専用線は、「外商投資産業指導目録」でも奨励産業とされている。ただ、サプライチェーン・マネジメント（SCM）、速達便、都市配送（コールドチェーンを含む）、特定貨物輸送など発展が遅れている事業があげられている。これらは「外商投資産業指導目録」にはないが、外資の物流企業も参入可能な事業である。

奨励策も具体的である。①民間資本による既存物流基礎施設の統合・利用の奨励、②物流企業の資格審査認可の改善、③税負担の軽減、④土地政策による支援強化、⑤資金調達環境の整備、⑥物流車輛の都市内通行での国有・集団企業と同様の便宜供与があげられている。

このうち②物流企業の資格審査認可の改善では、審査認可項目の整理、交通・公安・環境保護・品質検査・消防等の審査認可手続きの規範化、分支機構毎の資格申請から所在地での変更が示されている。これらの措置は、民営企業だけでなく、外商投资企业にも適用されるものと思われる。

③税負担の軽減には、営業税差額納税試行と大口商品倉庫用地の土地使用税半減の同等適用が含まれている。営業税差額納税試行は、2005年からパイロット企業に選ばれた物流企業を対象に、営業税の課税額を売上から下請企業に支払った費用を差し引いた額とするものである。そのパイロット企業に民営企業も同等に選ぶということである。もっとも、今年から上海市で試行されている交通運輸業に対する営業税から増値税への改革試行が全国で実施されれば、全ての物流企業が下請企業に支払った仕入税を売上税から控除でき、税負担がなくなるので、営業税差額納税試行は暫定的な措置と言える。

<物流における奨励分野・事業>

- ・商業・貿易・流通企業向けの共同配送業務への投資
- ・製造企業向けのサプライチェーン・マネジメント（SCM）、製造企業とのサードパーティ・ロジスティクス（3PL）企業の共同設立
- ・速達便、都市配送（コールドチェーンを含む）、医療物流、再生資源物流、自動車・家電物流、特定貨物運輸、大口物資物流、複合輸送、コンテナ・危険化学品物流、サプライチェーン・マネジメント（SCM）、国際物流、保税物流等への参入
- ・運輸、保管、配送、仕分け、物流情報化、物流園区等の基礎施設への投資
- ・鉄道から船、道路から鉄道、道路から船等の中継センター施設建設への投資
- ・鉄道幹線、旅客専用線、都市間鉄道、石炭輸送線、地方鉄道、鉄道支線、専用線、企業専用線、鉄道フェリー・ターミナル施設等への投資

（注）下線部分は「外商投資産業指導目録（2011年改訂）」で奨励産業とされているもの。

商業・貿易・流通

商業・貿易・流通における民間投資奨励の通知は、商務部から発布されている（注6）。それに記載されている奨励分野・事業は、消費者の需要が高く、発展が遅れているものを中心である。また、流通と物流の一体化経営や業容拡大の項目が目立つ。これらは、外商投資商業企業や物流企業、飲食企業にとっても、関連事業に参入できるチャンスがあることを示している。経営範囲の拡大が認められ

る可能性は大いにあると思われる。

なお、投資奨励策としては、①金融機関の金融商品・サービスの革新奨励、財政補助による融資保証制度の整備など資金調達環境の改善、②財政資金による重点プロジェクトへの参加の支援、③中小企業向けの公共プラットフォーム、情報コンサルティング、科学技術応用などのサービス体系の構築などがあげられている。

＜商業・貿易・流通における奨励分野・事業＞

- ・工業消費品流通分野への投資 —— 地区内の倉庫・配送センター、都市農村のコンビニエンス・ストアと地区コミュニティの商業施設、メーカーの直売センター、メーカーの総代理店・総取次店
- ・生産資材流通分野への投資 —— 原料調達・流通加工・物流配送・生産販売・再生資源回収の一体サービス、中心都市・交通要衝地・経済開発区・工業園区での大口生産資材物流基地・物流園区
- ・農産物流通分野への投資 —— 農産物取引市場・野菜市場・地区コミュニティ野菜販売店・生鮮スーパー・廉価店等、大型農産物流通企業の生産・小売への拡大
- ・飲食・宿泊業への投資 —— 朝食提供店の厨房改造・主食加工配送センター、厨房ゴミ回収・利用、飲食企業の統合・集団化
- ・生活・商務サービス分野への投資 —— 家政サービスネットワークセンター、地区コミュニティサービス店、大衆浴場、生活サービスネットワークプラットフォーム等、会計・監査・広告・法律・管理コンサルティング・市場調査等、民営生活サービス企業の再編による広域チェーン経営
- ・チェーン・フランチャイズ経営 —— チェーン経営の小売・飲食から生産資材流通への拡大、フランチャイザー企業への管理コンサルティング・情報化・物流システム面での支援
- ・商業・貿易物流 —— サードパーティ・ロジスティクス (3PL)、フォースパーティ・ロジスティクス (4PL)、コールドチェーン、物流電子商取引プラットフォーム、商業・貿易物流園区、大中都市での日用消費品・生産資材の共同配送、生鮮農産物の低温配送
- ・電子商取引の展開 —— 実力のある民営企業と大型国有流通企業との合併・提携による電子商取引リーディング企業への発展、電子商取引プラットフォームの建設・改造、民営百貨店・スーパーの電子商取引・電話注文・都市配送の一体化への発展
- ・国内製製油市場への参入
- ・質屋業、ファイナンスリース業、競売業、直接販売の展開

(注) 下線部分のうち、 は「外商投資産業指導目録 (2011 年改訂)」で奨励産業とされているもの、 は制限産業とされているもの。

通信業

通信業に関する通知は、工業・情報化部から発布されている (注 7)。通信業は特に国有企業が独占的地位を占めている分野だが、移動体通信再販業務という基礎通信が初めて民間に開放されるほか、アクセスネットワーク業務、顧客宅内ネットワーク業務、Web ホスティング業務、インターネット・データセンター (IDC)、インターネット・サービスプロバイダー (ISP) の付加価値通信への参入機会も拡大される。これらは「外商投資産業指導目録」では制限産業に当たり、条件付きで参入が可能とされているが、実際にはほとんど認可されていない。

民間投資奨励策としては、①民間の参入に関する具体的事項・試行規則・通信業務の申請条件・期限・手続き等の政策・規定の制定、②通信分野での独占及び不正競争行為に関する監督強化、③付加価値通信業の応用モデル化による中小通信企業の革新奨励、④政府と民間の交流・コミュニケーションのプラットフォームの構築、⑤業界団体を通じた政策に関するコンサルティング、サービスの提供などがあげられている。

今後は、特に民間の通信業への参入に関する政策・規定が整備されることで民営企業の認可が増え

るものと思われ、それとともに外商投資電信企業の認可及び事業許可が拡大するものと期待される。

＜通信業における奨励分野・事業＞

- ・移動体通信再販業務の試行の展開
- ・アクセスネットワーク業務の試行、顧客宅内ネットワーク業務の展開
- ・Webホスティング業務の展開
- ・付加価値通信業務（IDC、ISP）の展開
- ・条件に適合する民営企業による資格申請（通信工事設計、施工、監理、情報ネットワーク・システムインテグレーション、ユーザーケーブル設置、通信建設プロジェクト入札代理機関等）
- ・基地局、通信塔等の基礎施設への投資・建設・運営への参加

(注) 下線部分は「外商投資産業指導目録（2011年改訂）」で制限産業とされているもの。

市政公共事業

市政公共事業とは、都市の水道・ガス供給、汚水・ゴミ処理、公共交通事業などを指すが、これについては住宅・都市農村建設部から通知が發布されている（注8）。

投資奨励分野・事業で注目されるのは、分野・事業そのものよりも、合作や資産買収での投資、政府調達による参入といった方法である。多様な方法での参入を奨励しており、この点は外資が参入する場合の参考になる。

奨励策としては、①入札での平等待遇の付与、②公共事業のサービス価格の見直し、財政補助制度の整備、③税・土地政策での国有企業との同等待遇の付与、④資金調達チャネルの拡大があげられている。これらは外商投資企業にも適用されるものと思われる。

- ・独資・合弁・合作・資産買収等による都市のガス・熱供給、汚水処理場、生活ゴミ処理施設等の建設・運営
- ・合弁・合作等による都市の道路、橋梁、軌道交通、公共駐車場等の交通施設建設への参加
- ・政府調達方式による都市の水道、汚水処理、排水回収・利用、雨水収集、清掃、ゴミ運搬、道路、橋梁、緑化等の運営・維持

(注1) 「国务院の民間投資の健全な発展の奨励・誘導に関する若干の意見」(国発[2010]13号、2010年5月7日発布・実施)。これは「国务院の個人・私営等非公有制経済発展の支援・誘導に関する若干の意見」(国発[2005]3号、2005年2月19日発布・実施)に続くもので、両方とも条文が36項目あることから、前者は“新36条”、後者は“老36条”と呼ばれている。

(注2) 関連の通知は、以下の通り。

- ・「教育部の民間資金の教育分野参入、民営教育の健全発展促進の奨励・誘導に関する実施意見」(教発[2012]10号、2012年6月18日発布・実施)。
- ・「国家旅游局の民間資本の観光業への投資奨励・誘導に関する実施意見」(旅弁発[2012]280号、2012年6月5日発布・実施)。
- ・「文化部の民間資本の文化分野への参入奨励・誘導に関する実施意見」(文産発[2012]17号、2012年6月28日発布・実施)。
- ・「新聞出版総署の民間資本の出版経営活動への参与の支援に関する実施細則」(2012年6月発布・実施)。
- ・「国家発展改革委員会のプロジェクト・コンサルティング機関への民間投資の奨励・誘導に関する実施意見」(発改投資[2012]1546号、2012年5月31日発布・実施)。

(注3) 「鳳凰財政」の記事、「保育鈞：民間投資が20兆に達しなければ、GDP成長7.5%の達成は困難」(下記ウェブサイトに掲載)による。

<http://finance.ifeng.com/news/special/2012boao/20120401/5854554.shtml>

- (注4) 国家統計局 HP。 http://www.stats.gov.cn/tjfx/jdfx/t20120713_402817924.htm
今年1-6月の民間の固定資産投資額は9兆3657億元で、昨年同期比25.8%増となったが、1-2月30.9%増、1-3月28.9%増、1-4月27.3%増、1-5月26.6%増と低下している。また、1-6月の固定資産投資総額に占める比重は62.1%で、1-5月より0.1ポイント下がっている。
- (注5) 「国家發展改革委員会、公安部、財政部、国土資源部、交通運輸部、鉄道部、商務部、中国人民銀行、国家稅務總局、国家工商行政管理總局、中国銀行業監督管理委員会、中国证券監督管理委員会の民間投資の物流分野への参入奨励・誘導に関する実施意見」(發改経貿 [2012] 1619号、2012年5月31日發布・実施)
- (注6) 「商務部の民間資本の商業・貿易・流通分野への参入奨励・誘導に関する実施意見」(商流通發 [2012] 207号、2012年6月18日發布・実施)
- (注7) 「工業情報化部の民間資本の電信業への参入奨励・誘導に関する実施意見」(2012年6月27日發布・実施)
- (注8) 「住宅・都市農村建設部の民間資本の市政公共事業分野への参入奨励・誘導に関する実施意見」(建城 [2012] 89号、2012年6月8日發布・実施)

(執筆連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際事業本部 海外アドバイザー事業部

住 所：東京都港区虎ノ門5-11-2

E-Mail：r-ikegami@murc.jp TEL：03-6733-3948



中国の小額ローン会社の拡大と民間資本の金融分野への参入

三菱東京UFJ銀行
経済調査室 香港駐在
シニアエコノミスト 范小晨

中国では民間経済が急速に発展してきた一方で民間企業、特に小企業向けの金融サービスが不足している。近年、国内の労働コストや土地コストが急上昇する中で、大手の国有金融機関から融資を得られず、民間小企業を中心に経営が一層厳しくなっている。このような民間融資の需要に応じて出現した小額ローン会社は近年急速に増加しており、最近政府も民間資本の金融市場への参入に関する政策を相次いで打ち出している。本レポートでは小額ローン会社の発展経緯、現状及び関連政策の動向についてまとめた。

1. 小額ローン会社の発展経緯と現状

中国における民間資本による小額ローン会社は2005年に出現した。中国人民銀行、銀監会、財政部、農業部、商務部、工商総局は「三農（農村・農民・農業）」向けの金融サービスと資金供給不足の解決を図るため、2005年5月に民間融資活動が活発な5省区（山西、貴州、四川、陝西、内モンゴル）に対し、預金機能を持たず貸出業務のみを行う民間小額ローンの試験地域として指定し、2006年末に試験地域の全ての5省区に小額ローン会社が設立された。

さらに2008年5月、中国人民銀行と銀監会が「小額ローン会社への指導意見」を発表、貸出金利が中央銀行の基準金利の4倍以内など一定の条件付きで合法的な地位を与えた。会社設立の資金源として株主の資本金および寄付金のほかに、最大2つの金融機関からの資金融資が初めて可能となった。この政策の発表によって、小額ローン会社設立以来の資金不足問題が改善され、以降、小額ローン会社の設立が全国で活発化するようになった。

その後、リーマンショックの発生によって民間小企業の経営が一層難しくなったことを受けて、2010年5月、国務院が「民間投資の健康的な発展に関する意見」を発表、金融サービスを含む民間投資分野の拡大を促進した。さらに、2011年6月、国家発展改革委員会、財政部、国家統計局が業種別の大中小企業の定義を定め、小型・微型企業を含む小企業向けの小規模金融機関の発展を促進し、民間小企業向けの金融サービスを強化しようとしている（表1）。

表1 民間小額ローン会社の発展経緯(2005~2011年)

時 期	概 要
2005/5	■ 中国人民銀行、銀監会、財政部、農業部、商務部、工商総局は民間融資活動が活発な5省区(山西、貴州、四川、陝西、内モンゴル)を民間小額ローン(預金機能なし、貸出のみ)の試験地域に決定、「三農」の金融供給不足の解決を図る
2005/12	■ 山西省平遥に中国初の民間小額ローン会社が成立(日升隆、晋源泰)
2006/10	■ 内モンゴル自治区に内蒙古融豊小額ローン有限公司設立 ■ 試験地域の5省区全てに小額ローン会社が設立
2008/5	■ 中国人民銀行と銀監会が「小額ローン会社への指導意見について」(23号文書)を発表、小額ローン会社に合法的な地位を与える ■ 資金源として株主の資本金および寄付金のほかに、最大2つの金融機関からの資金融資が可能と初めて言明。小額ローン会社設立以来の資金不足問題が改善 ■ 以降、小額ローン会社の設立が全国で活発化
2010/5	■ 国务院が「民間投資の健康的な発展に関する意見」を発表、金融サービスを含む民間投資分野の拡大を促進する
2011/6	■ 国家発展改革委員会、財政部、国家統計局が業種別の大中小企業の定義を定め、小企業向けの小規模金融機関の発展を促進する

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

小口融資を専門とする民間の小額ローン会社は主に大手銀行からの融資が難しい民間小企業(小型・微型)や自営業者向けの小額かつ短期的な資金需要を解決し、各種マイクロファイナンスの枠組みの中で合法的な金融機関として重要な役割を果たしている。

最新の中国人民銀行の統計発表によると、2012年3月末時点で全国の小額ローン会社数は4,878社となり、融資総額は4,447億元に達している。これは銀行融資総額の1%にも満たないが、統計が開始された2009年末の1,334社、766億元と比較すると増加幅が大きく、その急速な成長が注目される(図1)。また、公式統計を用いて試算してみると、小額ローン会社の一社当たりの平均融資額は2011年末に9,143万元に達し、2009年末の同5,745万元と比べてほぼ倍増しており、小額ローン会社の規模が急拡大していることは明らかになった(図2)。

図1 小額ローン会社の数と融資額の推移

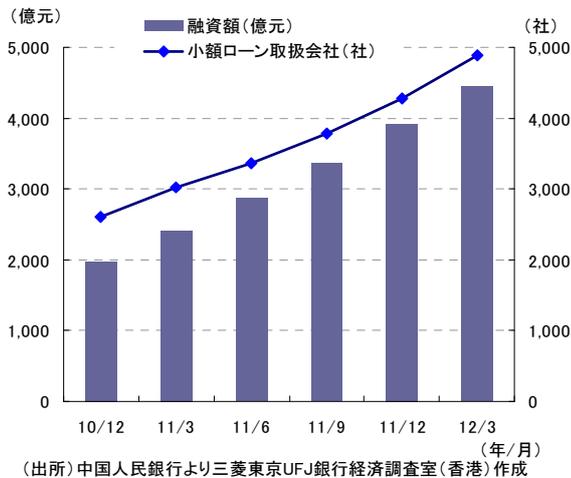
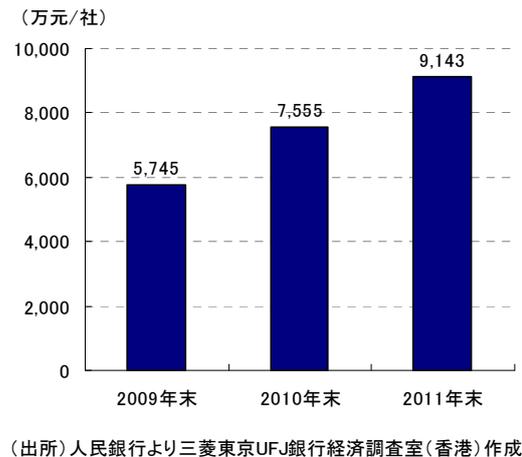
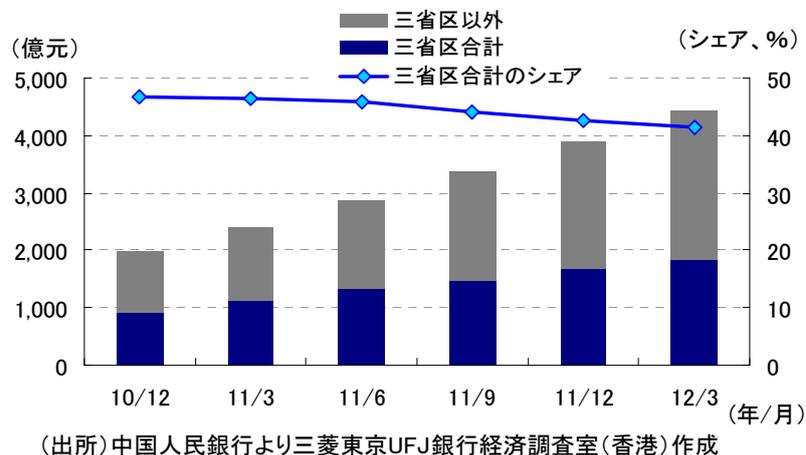


図2 小額ローン会社の一社当たり平均融資額



小額ローン会社は民間経済が発達している地域での業務拡大が特に速い。中国人民銀行の統計によると、江蘇省、浙江省、内モンゴル自治区の3省区の小額ローン残高は2012年3月にそれぞれ936億元、567億元、343億元と、全国ほかの地域を遙かに超えて上位を占めている。また同3省区の全国小額ローン残高に占めるシェアは40%以上である(図3)。民間経済の発展が加速するにつれて、今後、民間小企業向けの金融サービス市場には、まだ大きな発展のポテンシャルがあることを示している。

図3 小額ローン会社の融資残高と上位3省区(江蘇・浙江・内モンゴ)のシェア

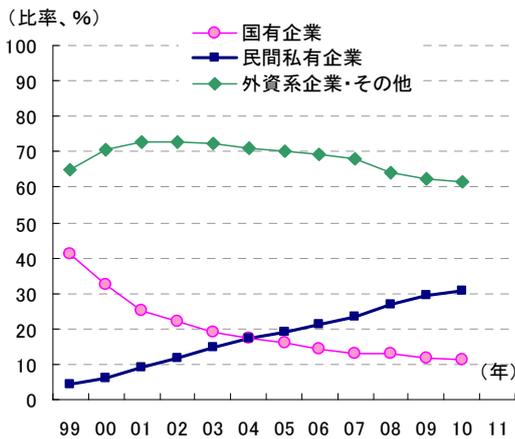


2. 急増する民間融資需要と相応する金融サービスの不足

中国では改革開放の進展により民間経済が急速に発展してきた。民間私有企業の工業総生産に占める比率は2000年の6%から2010年の31%に急増した一方で、国有企業の同比率が2000年の24%から2010年の8%に低下した(図4)。また、投資全体に占める民間投資の比率は2012年4

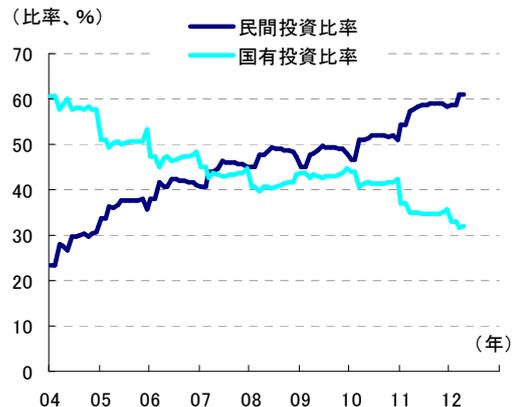
月に61%の高い水準となり、2004年4月の同23%に比べて民間投資の比率増加が著しく、民間企業による投資活動が活発であることがわかる(図5)。

図4 工業総生産に占める企業形態別の比率



(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

図5 投資に占める民間投資と国有投資の比率

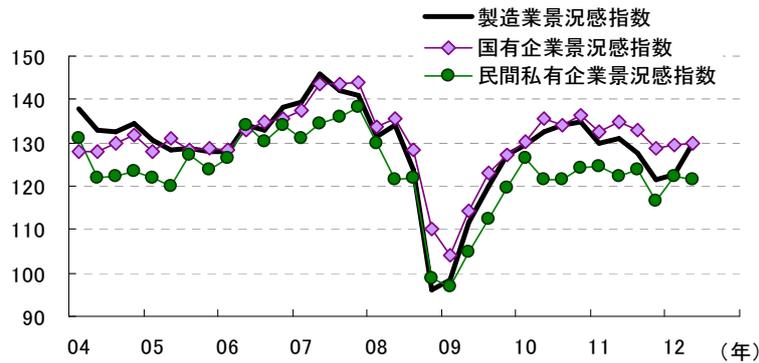


(注)民間投資は投資全体から国有企業、外資系企業、香港・マカオ企業の投資を控除したものである。
(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

中国では2008年のリーマンショック発生後に、インフラ投資を中心とする大型な景気刺激策を打ち出し、民間中小企業よりも大手の国有企業が財政資金と銀行融資による支援を受けていた。昨年秋以降の欧米各国の債務危機問題による外需減速、国内の各種生産コストの上昇及び貸出規制の強化を受けて、労働集約型の民間小企業を中心に融資難の問題が一層深刻化し、旺盛な民間融資需要に応じられる金融サービスが不足している問題が浮き彫りとなった。

中華全国工商業連合会が昨年末発表した『中国中小企業発展調査報告』によると、調査対象となった民間中小企業主の9割超が「銀行から資金を融資してもらえない」と回答している。また、国内の製造業景況感指数を見ると、2009年から民間私有企業の同指数は製造業全体及び国有企業より低い状況が続いている。今年に入ってから民間私有企業と国有企業の景況感指数の格差は拡大し、国内株式市場の低迷と融資難が経営先行きの不透明感を一層増幅していると思われる(図6)。

図6 製造業景況感指数の推移

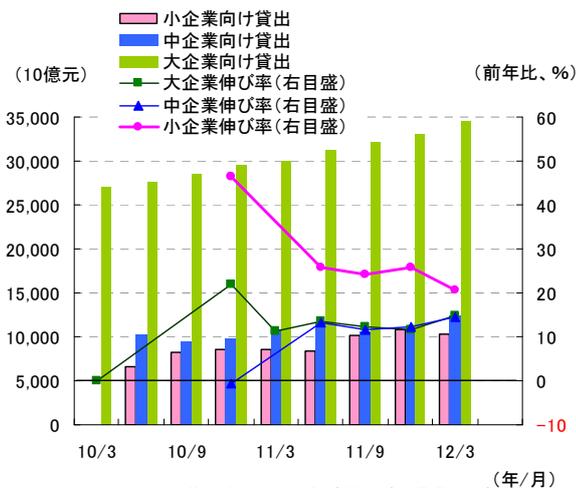


(出所) CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

大中小企業向けの銀行貸出状況の公式統計を見ると、小企業向けの銀行貸出残高比率は貸出総額の僅か18%に留まり、同前年比伸び率も2010年12月の+47%から2012年3月の+21%へと大幅に低下した。その一方で、同期間中の大企業と中企業向けの銀行貸出残高の前年比伸び率は堅調な推移をしており、小企業向けの融資不足が見て取れる(図表7)。

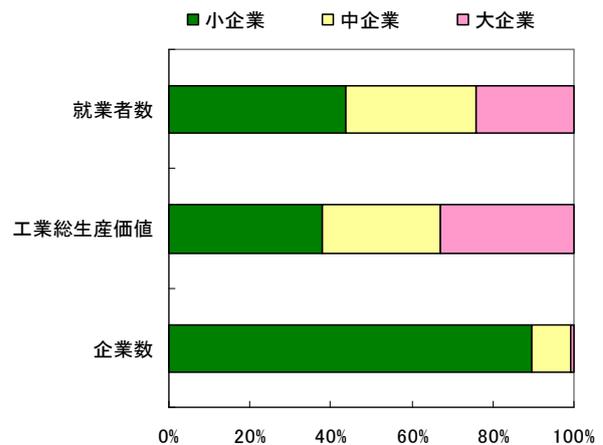
また、2010年に中国の小企業は、企業数全体の90%、就業者数全体の44%及び工業総生産価値の38%を占める。企業数の僅か1%を占める大企業は、工業総生産価値の33%を占めるが、就業者数では全体の24%にとどまっている(図表8)。大企業は生産付加価値ベースの経済貢献度が大きい一方で雇用への貢献度は小さく、社会の安定につながる雇用の確保には中国の中小企業、特に小企業は重要な役割を果たしていることが明らかである。

図7 大中小企業向けの銀行貸出状況



(出所) CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

図8 工業企業に占める大中小企業の比率 (2010年)



(出所) 中国統計年鑑より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

3. 民間資本の金融市場への参入促進と市場規範化の動き

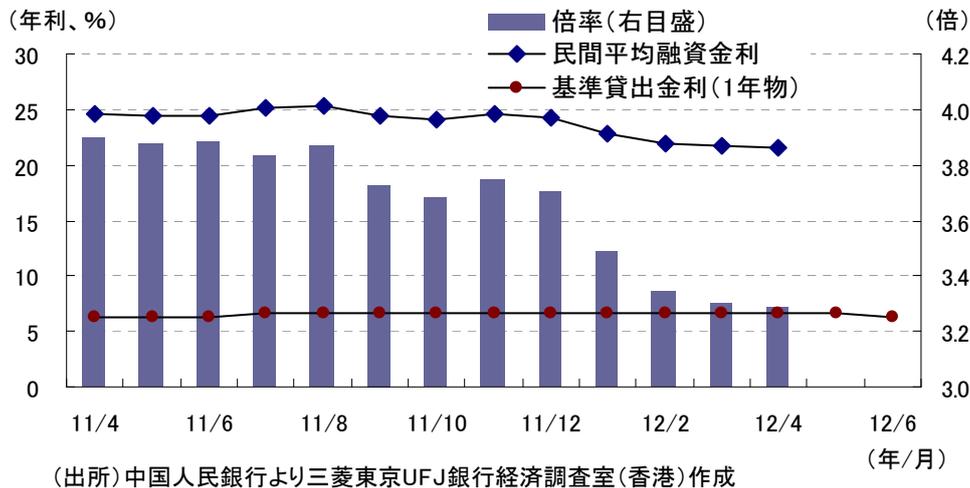
(1) 民間融資金利の公式統計発表を開始

中国では大手企業向けの金融サービスを中心とする国有商業銀行が担えない金融分野が多い状況の中で、資金調達難に苦しむ民間小企業は小額ローン会社の融資を含む各種高金利の民間融資手段に頼ることが多い。高額な資金調達コストが企業の財務負担を重くしている。

民間企業と民間金融が最も活発な浙江省温州市の中国人民銀行分行は今年5月に、民間融資金利をモニターする拠点を計140カ所設置し、農村信用会社、小額ローン会社、抵当会社、質屋及びその他の融資仲介機関等、600件余りのサンプルを収集した上で、温州市の民間融資金利を公表するようになった。その結果、今年4月の民間平均融資金利は前年比3.02ポイント低下の21.58%、同小額ローン会社融資金利は前年比1.56ポイント上昇の21.08%であった。また、民間平均融資金利の基準貸出金利に対する倍率は同3.3倍程度であり、昨年同月の3.9倍の高水準から若干低下したことも確認された(図9)。

最近、一部の企業が資金繰りの悪化により高金利融資を返済できずに倒産するケースが報道されており、高金利の民間金融の潜在リスクが懸念される。今後、定期的に統計が発表されれば、民間金融市場の金利状況の把握に有益であり、金融当局がタイムリーなリスクヘッジ策を打ち出す際の根拠としても利用価値が高いと考えられる。

図9 温州市における民間融資金利の水準



(2) 温州市金融改革試験区の設置と最近の政策動向

上述のように、政府の監督管理規制内にある小額ローン会社が2008年より急速に業務を拡大し、合法的な金融機関としてマイクロファイナンスの分野で果たす資金供給の役割が注目を浴びてい

る。その一方で、地下金融をはじめとする規制外の民間融資活動も活発化するにつれて関連トラブルが頻発しており、社会の安定にも影響を及ぼしている。温州市中級人民法院（地裁）が今年1～4月に受付けた民間融資関連案件数は前年比で89%も増加した。このような背景を受けて、当局は今年に入ってから民間資本の金融市場への参入促進及び民間市場融資活動の規範化に関する政策を多く発表するようになってきている（表2）。

まず、今年2月に、国務院が小規模金融機関の発展の方針を決定、民間資本、海外資本、国際機関の資金が株式参入の形で小規模金融機関を設立する場合の条件が緩和された。小額ローン会社に対しては、単一株主の持株比率制限を緩和し、条件を満たす小額ローン会社の村鎮銀行への昇格、変更を認可した。浙江省では全国初となる小額ローン会社の管理規則を発表し、小額ローン会社の業務を全て省工商局の通常監督管理対象とし、違法行為に対する罰則規定も制定された。

3月には国務院が「温州市金融総合改革試験区」の設立を決定し、民間資本の金融分野への参入を認め、民間資本の運用ルートの多様化を図った。さらに国務院常務委員会会議では、「温州市金融総合改革試験区の全体的な方案」を承認、民間資本の金融分野への参入に関する12項の主要任務を発表した。中では特に12項の第2条は、「民間資本の地方金融機構改革への参加、村鎮銀行・ローン会社・農村資金互助社など新型金融機関の合法的な発起設立或いは資本参入を奨励・支持する。条件を満たす小額ローンは村鎮銀行への制度変更が可能」という重要な内容があった。

5月に温州市地方裁判所は「温州市金融総合改革試験区建設のための司法保障に関する若干の意見」を発表、民間資本が投資する新型金融組織の財産権を拡大、経営自主権と平等な競争権の保護を強化した。また、民間金融関連トラブルの多発を受け、裁判所は特別キャンペーンを実施、金融債務不履行取り締まりを強化した。

最近、金融改革の具体的な措置として、温州市金融当局は小額ローン会社の数を今年中に30社以上増加させて総数を60社以上とし、2013年にはさらに計100社まで増やす目標を掲げた。また、郷鎮銀行の設立について、民間資本が発起人になることを解禁し、条件を満たす小額融資会社を郷鎮銀行に昇格させる方針を発表した。温州での金融改革が順調に進めば、今後全国範囲で実施される可能性もあり、民間企業融資難の問題の解決と社会安定に有利である。

実際、3月に温州市金融総合改革試験区の設置が発表された数日後、温家宝首相が福建省を視察した際に、国有銀行の金融独占状態を打破する決意であると発言した。中央政府は、中国金融業における国有銀行による独占と、民間金融サービス業が発展できない現状に不満を抱いている。今回の金融総合改革試験区の設置は、小額ローン会社を含む民間資本の金融分野への参入を支持し、民間資本による村鎮銀行の設立を奨励しており、国有銀行による独占状況の打破につながる金融改革のシグナルとして注目される。

表2 民間資本の金融分野参入に関する政策動向(2012年)

時期	概要
2012/2	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国務院が小規模金融機関の発展の方針を決定 ■ 民間資本、海外資本、国際機関の資金が株式参入する形で小規模金融機関を設立する場合の条件を緩和 ■ 小額ローン会社の単一株主の持株比率制限を緩和 ■ 条件を満たした小額ローン会社の村鎮銀行へ昇格、変更することを認可
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 浙江省、全国初の小額ローン会社管理規則を発表 ■ 小額ローン会社の業務が全て工商局の通常監督管理対象となり、違法行為に対する罰則規定も制定
2012/3	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国務院、浙江省温州市で「金融総合改革試験区」の設立を決定 ■ 民間資本の金融分野への参入を認め、民間資本運用ルートを多様化
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国務院常務委員会会議が《浙江省温州市金融総合改革試験区の全体的な方案》を承認、民間資本の金融分野への参入に関する12項の主要任務を発表
2012/5	<ul style="list-style-type: none"> ■ 浙江省温州市の中級人民裁判所「温州市金融総合改革試験区建設のための司法保障に関する若干の意見」を発表 ■ 民間資本が投資する新型金融組織の財産権を拡大、経営自主権と平等な競争権の保護を強化

(出所)各種報道より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

4. 今後の展望

中国では民間企業や小企業向けの金融サービスが不足しており、民間融資難はすでに民間経済の発展を阻害し、また社会的な問題にもなっている。次期政権にとって、民間資本の金融分野への参入及び民間金融の規範化などの金融改革の試みは、経済の活性化、社会不満の解消及び社会安定の維持のための重要な施策になろう。

一方で、不良債権問題を恐れる地方政府は民間金融の育成に消極的とされており、中央政府が地方政府に対して必要な改革を推し進める上でもっと大胆になるよう求めている。今回の温州での金融改革試験は民間金融の銀行業への参入に扉を開いたものであり、中央政府の金融市場改革を推進する決意を示したものである。

国有商業銀行が担えない金融分野がまだ多くある状況の中で、小額ローン会社を始めとする民間金融に対する中国政府の政策、地方政府の対応及び民間資本の動きに引き続き注目したい。

(以上)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

(執筆者連絡先)

株式会社三菱東京UFJ銀行 経済調査室 香港駐在 范小晨
住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong
TEL：00852-2823-6718 Email：xiao_chen_fan@hk.mufj.jp



中国総合スーパー業界の現状と今後の見通し(前編)

三菱東京UFJ銀行
企業調査部 香港駐在
アナリスト 松浦 知子

中国経済の持続的な発展に伴い、中国の小売市場は中長期的に成長を続けると考えられる。特に総合スーパーについては、日常的な買い物の場を提供する小売業態として中国国内で既に定着しており、今後の動向が注目される。本稿では、「中国総合スーパー業界の現状と今後の見通し」というテーマで前後編 2 回に分け、中国国内での店舗見学^(※)を踏まえつつ、簡単にまとめた。前編である本稿では中国小売市場の概要と中国における総合スーパー業界の概要について整理した。後編では大手総合スーパーの事業展開の現状や総合スーパーの今後の展望について紹介する予定。

※北京・上海・広州・深圳・成都・武漢にて、地場・外資・日系を問わず、合計 52 店舗の店舗見学を実施。

1. 中国小売市場の概要

(1) 市場の動向

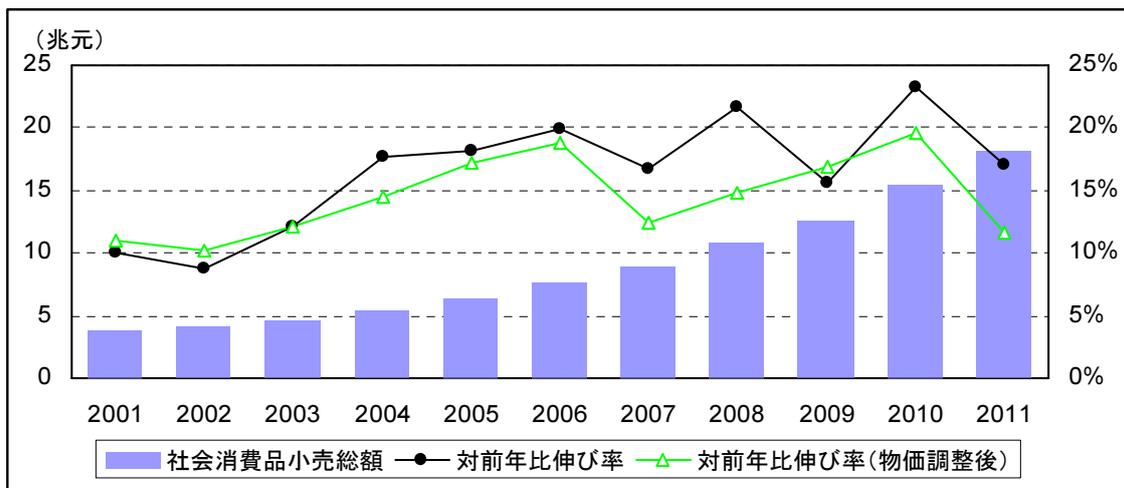
① 市場規模の推移

中国の小売市場は拡大を続けており、2001 年からの 10 年間、年平均伸び率 17.0%のペースで成長して、2011 年の市場規模は 18 兆元 (約 225 兆円 (1 元=12.5 円換算)) に達した (図表 1)。

但し、足元、小売市場の成長速度は緩やかになっており、今後、伸び率鈍化が更に鮮明になる可能性も否定できない。

しかしながら、物価調整後で見ても、2012 年前半の中国小売市場は前年比二桁台の成長を維持しており、市場全体が直ちに減少に転じることは想定し難い。当面、中国小売市場は成長を続けると考えられる。

《 図表 1：中国小売市場の推移 (暦年ベース) 》



(資料) CEIC をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

② 市場規模の中長期的な見通し

近年の中国経済の牽引役は固定資本投資であるが(図表2)、箱物に大きく依存した成長には歪みが生じ易い。従って、中国が更なる経済発展を遂げるためには、消費中心の経済へと構造転換する必要がある。

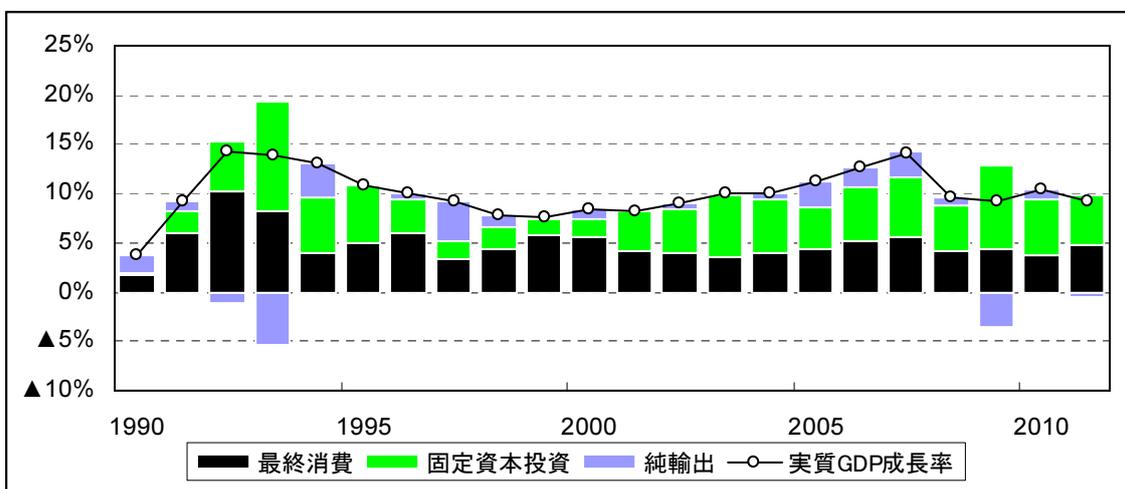
実際、経済成長の目標を達成するため、2015年までの第12次五ヵ年計画において、中国政府は内需拡大の必要性を訴えている。

また、2012年1月に発表された「商務部による第12次五ヵ年期間の小売業発展促進に関する指導意見」(商流通発【2012】27号)において、第12次五ヵ年計画期間中(2011年~2015年)の社会消費品小売総額の年平均伸び率を15%とする目標が掲げられた(図表3)。

加えて、現時点で詳細は不明であるものの、同指導意見には税務面等で小売業をサポートする内容も盛り込まれている。

総じて、中国政府の内需拡大に向けた供給サイドに関する方針等を踏まえると、中長期的にみて、中国小売市場は拡大傾向が続くと考えられよう。

《 図表2：中国における実質GDP成長率の需要項目別寄与度の推移 》



(資料) CEIC をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

《 図表3：中国政府の内需拡大に向けた方針（小売業発展促進に関する指導意見） 》

	詳細内容（一部抜粋）
発展目標	第12次五ヵ年期間中の社会消費品小売総額の年平均伸び率15%増達成 小売業改革の加速、各業態の調和の取れた発展
政府の指針	条件を満たす大型小売企業集団の「財務会社」設立を支持 中小小売企業の発展促進のため、投資障害を除き、経営負担を軽減
税務面等のサポート	国内関連取引の税務優遇政策の実施 地区を跨ぐチェーン企業による統一納税政策の実施

(注) 指導意見の内容を一部抜粋の上、分かり易く意識したもの。

(資料) 中国商務部「第12次五ヵ年期間の小売業発展促進に関する指導意見」(商流通発【2012】27号) をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

(2) 消費購買力の動向

① 足元の概況

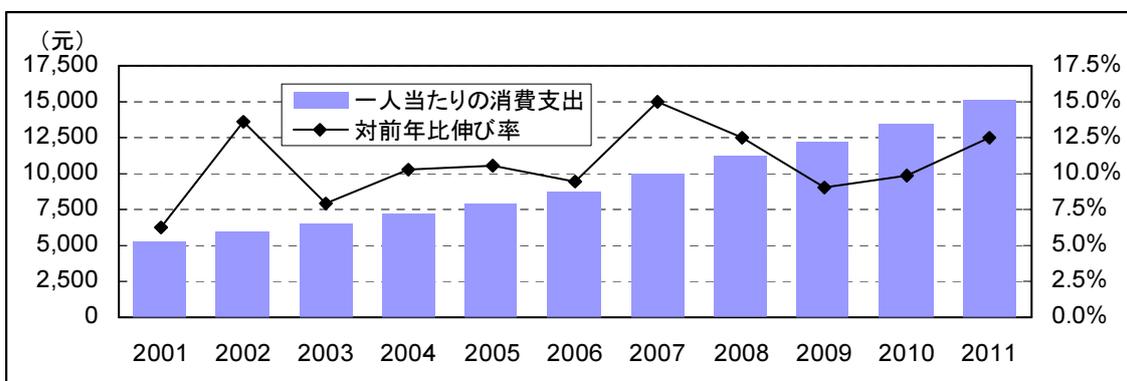
中国における一人当たりの年間消費支出金額の推移に目を向けると、2001年からの10年間、年平均伸び率11.1%のペースで増加して、2011年には一人当たり年間15千元（約190万円）に達した（図表4）。

但し、2011年においても、中国の消費支出の水準は日本の1960年代後半と同レベルであり、最も消費支出の水準が高い上海であっても、日本の1970年代前半の水準に留まっている（図表5）。

即ち、需要サイドである消費者の購買力の観点でみても、中国の伸び代は大きく、小売企業にとって、十分に成長を見込めるマーケットであると考えられる。

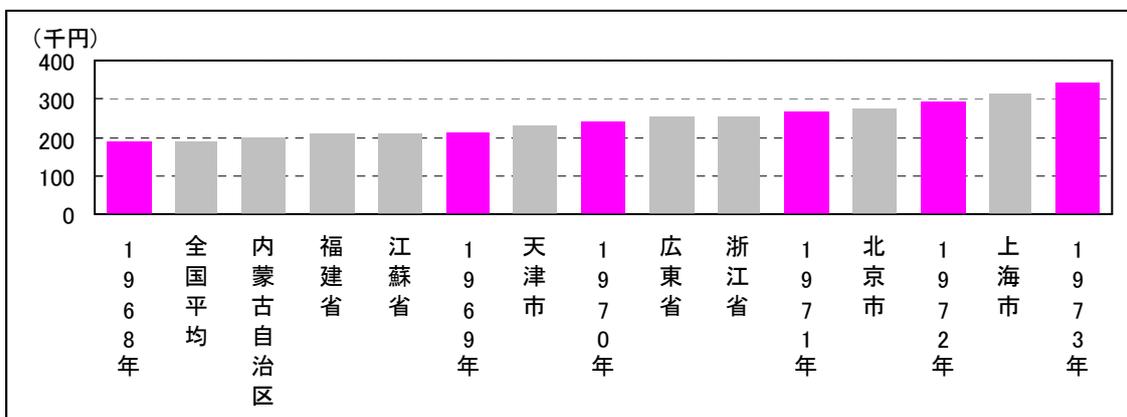
なお、日本では、1972年にダイエーが三越を抜いて売上高日本一になる等、1970年代は総合スーパーが隆盛を極めた時代。中国においても、総合スーパーの今後の動きは注目に値しよう。

《 図表4：中国における一人当たりの年間消費支出金額の推移（都市部） 》



(資料) CEIC をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

《 図表5：一人当たりの年間消費支出金額の日中比較（中国：2011年） 》



(注) 1.本表は「1元=12.5円」にて換算。

2.XXXX年と記載している箇所は日本の当該年における年間消費支出金額。

3.中国については、全国平均及び全国平均を上回る省級行政区のみを掲載。

(資料) CEIC、総務省「家計調査年報」をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

② 所得層別の状況

中国における消費支出金額の変化を所得層別に見ると、高所得者層と低所得者層の消費支出金額の格差は拡大傾向にある（図表6）。

即ち、中国では消費者の所得に応じて、小売業へのニーズの多様化が進展していると推察され、中国小売市場は、①多様な業態が同時に発展する可能性があり、②同一業態の中でも異なるニーズを持つ顧客層をターゲットとするチェーンが共存し得る、独特なマーケットであると考えられる。

《 図表6：所得層別の年間消費支出金額の変化（都市部） 》

	最低所得者層（元） ← 最高所得者層（元）								消費支出格差 ⑧÷①
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
2000	2,320	2,540	3,275	3,948	4,795	5,895	7,102	9,251	4.0倍
2005	2,656	3,111	4,295	5,574	7,308	9,411	12,103	19,154	6.2倍
2010	4,715	5,472	7,360	9,649	12,609	16,140	21,000	31,762	6.7倍

（資料）CEIC をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

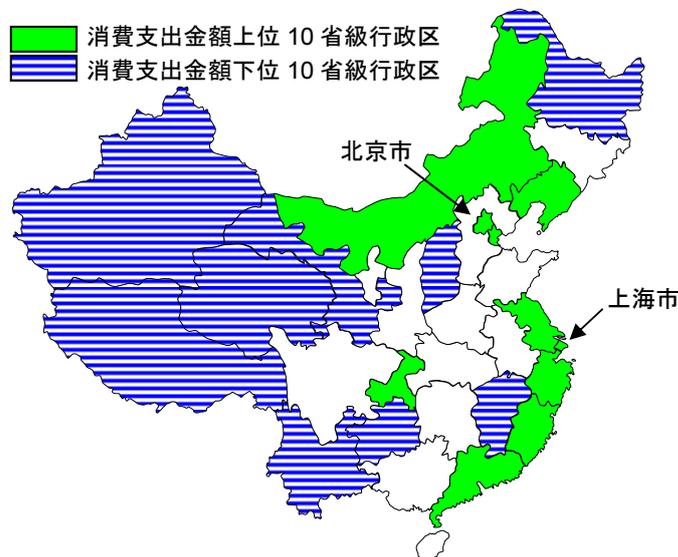
③ 地域別の状況

足元の消費支出金額を行政区別（省級行政区別）に見ると、上海市や北京市をはじめとする沿岸部の消費支出金額が多く、内陸の中西部等の消費支出金額が少ない等（図表7）、小売市場としての肥沃度は地域によって異なる。

但し、上位10省級行政区と下位10省級行政区の消費支出金額の格差は広がっている訳ではない（図表8）。

従って、現在、消費支出金額が少ない地域であっても、中長期的に見れば、中国全体の成長に伴い、徐々に肥沃なマーケットとなる可能性があると言えよう。

《 図表7：地域別の消費支出の多寡（2011年） 》



（資料）CEIC をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

《 図表8：地域間の消費支出格差 》

	下位10 （元） ①	上位10 （元） ②	消費支出 格差 ②÷①
2001	4,239	7,026	1.7倍
2006	6,718	11,139	1.7倍
2011	11,475	18,528	1.6倍

（注）1.下位10・上位10とは、下位または上位の10省級行政区の平均値。
2.対象10省級行政区は変化している。

（資料）CEIC をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

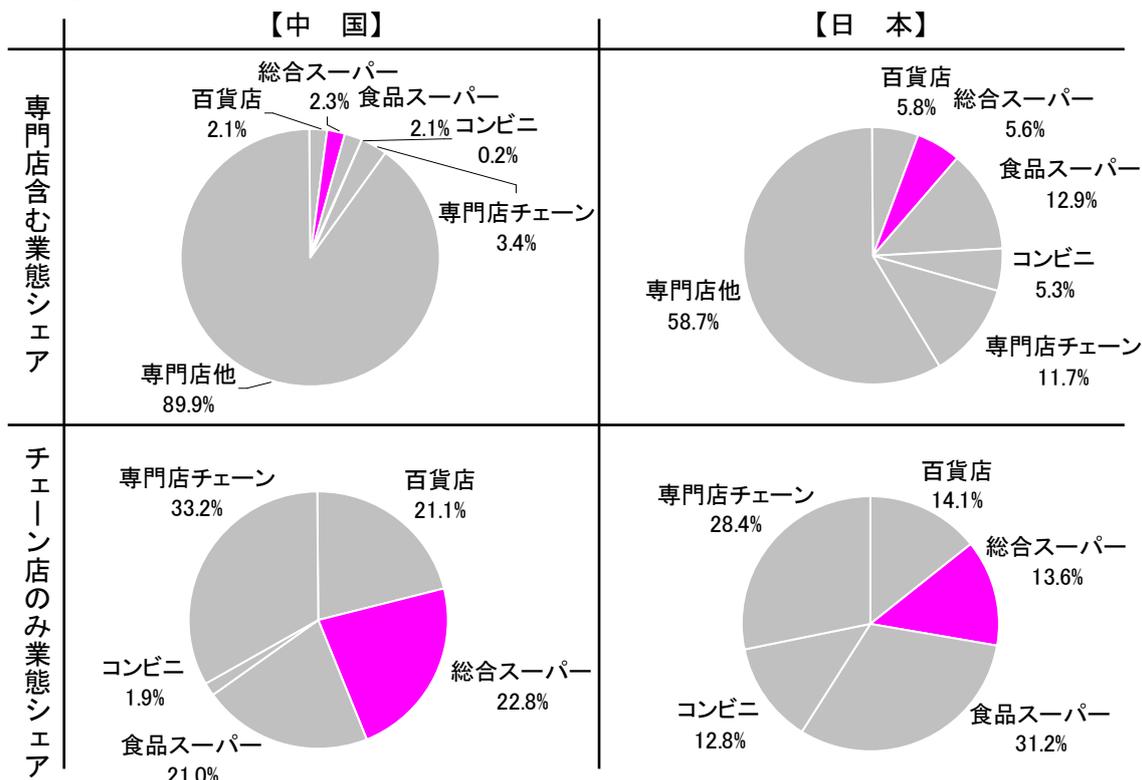
2. 中国総合スーパー業界の概要

(1) 総合スーパーの位置付け

中国の小売市場ではチェーン化されていない専門店等の売上シェアが約90%と高く、総合スーパーのシェアは日本に比して低く、全体の約2%に過ぎず。今後、総合スーパーのシェアが伸びる余地は大きいと考えられる(図表9)。

一方、チェーン店の業態間比較では、中国の総合スーパーのシェアは約23%と日本よりも高く、総合スーパーは中国人の生活に根付いた業態と推察される。

《 図表9：総合スーパーのシェア（中国：2010年、日本：2007年） 》



(注) 専門店他も含めた中国の業態シェアは異なるフェーズの統計から推定の上、算出したもの。
(資料) CEIC、経済産業省「商業統計」をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

(2) 総合スーパーの業態としての特徴

中国の総合スーパーは家電の取扱いがあり、2層式のハイパーマーケットタイプが多い点が日本の総合スーパーとやや異なるものの、日常的な買い物場という意味では、中国と日本の総合スーパーは似ていると言える(図表10)。

《 図表10：中国と日本の総合スーパーの業態としての特徴（典型的な事例） 》

	中国の総合スーパー	日本の総合スーパー
商品	食品・衣料品・日雑・家電	食品・衣料品・日雑（生活家電はあり）
店舗	大半は二層式、一部に多層式も 売場面積 8,000-16,000 m ²	多層式が多い、二層式も近年増加 売場面積 8,000-16,000 m ²

(資料) 店舗見学等をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

(3) 総合スーパー業界の構造

中国連鎖経営協会の小売企業ランキングでは業態別の売上高や店舗数が不明であるものの、総合スーパー業態を持つ小売業の顔ぶれを見ると、大潤発、カルフル、ウォルマート等の外資系企業も上位に位置付けられている（図表 11）。

また、売上高上位の企業の出店地域に目を向けると、上位企業は概ね中国全土または広域に出店している点の特徴。

一方、同ランキングでは、日系のイトーヨーカ堂やイオン等は上位 10 社に入らないものの、各出店地域において、地元に着密しながら確固たる事業基盤を築いていることは店舗見学等からも明らか。

出店やマーケティング戦略の違いから、中国全体で見た売上高は異なるものの、中国は国土が広いこともあり、全国展開する総合スーパーとドミナント戦略を重視する総合スーパーが共存し得ると同時に、実際の競合状況をみる際は商圈単位でのきめ細かな確認等が求められる。

《 図表 11：総合スーパー業態を有する中国小売企業ランキング（2011 年）》

企業名（店名）	資本	売上高 (百万元)	店舗数（店）		主な出店地域
				総合のみ	
1 華潤万家	中国	82,700	3,977	492	全国
2 聯華超市	中国	68,076	5,221	154	東北、華北、華東、華中、華南
3 大潤発	台湾	61,567	185	185	全国
4 カルフル	フランス	45,196	203	203	全国
5 ウォルマート	アメリカ	43,000	271	225	全国
6 物美	中国	33,031	409	122	華北、華東、西南
7 永輝超市	中国	20,380	204	153	東北、華北、華東、華中、西南
8 テスコ	イギリス	18,000	121	110	東北、華北、華東、華南
9 新一佳超市	中国	17,534	116	n/a	華東、華中、華南
10 山東家家悦	中国	16,245	573	n/a	山東省
イトーヨーカ堂	日本	7,486	13	13	北京、四川省（成都）
イオン	日本	6,662	30	27	北京、天津、広東省、山東省

- (注) 1. 「華潤万家」「聯華超市」等、食品スーパーやコンビニエンスストア等を兼営している企業も少なくないが、本表では総合スーパー業態を有する企業は全て掲載している。
 2. 分かり易さを優先するため、本表の「企業名（店名）」には企業名と店名を混在させている。
 3. 本表の「売上高」には総合スーパー業態以外の売上高も含まれる（総合スーパーのみの売上高は不明）。
 4. 本表の「店舗数」には総合スーパー業態以外の店舗数も含まれ（中国連鎖経営協会資料転記）、店舗数欄の「総合のみ」には、別途各社の資料より判明した総合スーパー業態の店舗数を掲載している。
 5. 日系企業では他に、イズミヤ（江蘇省）、平和堂（湖南省）が中国へ進出済。
 6. 本表では香港を含んでいないが、香港にはイオン、ユニーが進出済。

(資料) 中国連鎖経営協会「中国快速消費品連鎖百強」の他、各社資料等をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

(4) 総合スーパー業界を取り巻く環境

① 商習慣の現状と変化の方向性

中国に進出してきた一部の外資系総合スーパーが持ち込んだ商習慣であるが、中国の総合スーパー業界では、サプライヤーに対して小売チェーンが様々な費用を要求することが一般的(図表 12)。

取引開始や販売促進に関する費用の他、総合スーパー側の事情に基づく費用を求められることも多く、サプライヤーにとって相応の負担になっている模様。一方、総合スーパー(日系を除く)にとっては、収益源の一つとなっている。

但し、足元、非合理的な費用徴収を取り締まる動きが出てきている(図表 13)。

実際、6月下旬までに71社が違反項目を自主的に報告して、ウォルマート等は返金を実施した他、カルフルは「無条件キックバック(販売量と無関係のリベート費用要求)」を一部取り消すことにしたとの報道もあり、今後、サプライヤーへの過度な費用要求は少なくなっていくものとみられる。

《 図表 12 : 小売店からサプライヤーに対して求められる各種費用の一例 》

	名 称	内 容
取引開始に関する費用	アカウント開設費	小売店と新規取引を開始するための費用
	バーコード費	小売店に新商品を取り扱ってもらうための費用
	棚代費・インストア費	商品販売のための場所を確保するための費用
販売促進に関する費用	販売リベート費	小売店の販売量に応じて求められる費用
	販促場所賃貸料	ゴンドラエンド等の良い場所を確保する費用
その他	店舗改装費	店舗の改装に合わせて求められる費用
	店舗周年記念費	店舗開店 X 周年等に合わせて求められる費用

(注) 各小売チェーンによって、費用の名称・条件が異なる他、徴収していないチェーンもあり。

(資料) 各種資料等をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

《 図表 13 : サプライヤーに対する過度な費用徴収を取り締まる動き(2011年12月) 》

	中国政府から発表された取締りの内容
対象	①最大店舗の売場面積が6千㎡以上、②店舗数が20以上、③2010年の売上高が20億元以上、の3条件を全て満たすスーパー、百貨店、家電量販店等 または、小売店の違反行為をサプライヤーが訴え、政府関連部門が認めた場合
違反行為	小売店が優越的地位を乱用して、サプライヤーから各種費用を受け取る行為。特に禁止するのは以下の費用・行為 ①契約締結及び契約継続のために受け取る費用 ②使用可能なバーコードがあるにも関わらず、請求されるバーコード費用等 ③サプライヤーと無関係な場所にも関わらず、店舗改装時に要求される費用等 ④祝祭日、周年記念等を理由とした、販促に無関係または販促需要外の費用 ⑤販売リベートの無条件提供等をサプライヤーに要求する行為等 ⑥販売商品と直接関係が無く、小売店が負担すべき費用を要求する行為等

(注) 原資料を一部抜粋の上、分かり易く意識したもの。

(資料) 中国商務部等による「大型小売企業によるサプライヤーに対する規則違反料金徴収の整理整頓作業方案」(商秩発【2011】485号)をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

② 出店に関わる規定

中国では、多くの都市で、「都市商業ネットワーク計画」が制定されている（図表 14）。

「都市商業ネットワーク計画」には、各都市における小売業態の定義の他、業態別・商業地区別の将来的な開発計画等が盛り込まれている。また、都市内の一部の地区が総合スーパー出店の非奨励地域とされている場合もある。

都市によって計画の内容は様々であるが、「都市商業ネットワーク計画」が実質的に出店を規制している場合もあるため、出店に際しては、確認が必要。

《 図表 14 : 「都市商業ネットワーク計画」の一例 》

	規定名（期限）	出店に関する規定の概要
青島市	青島市市区 商業網点專業計画 (2020年)	◇ 2020年までに大型総合スーパーを45店とする ◇ 全体を7つの商業地区に分け、各地区内での業態別店舗数を規定
成都市	成都市商業網点 發展計画 (2020年)	◇ 全体を9つの商業地区に分け、各地区における奨励・非奨励業態を規定
広州市	広州市商業網点 發展計画 (2012年)	◇ 1km ² 当たりの人口により、出店可能な業態を規定 ◇ 総合スーパーの出店に際しては、商圈人口10万人を要件とする

(注) 原資料を一部抜粋の上、分かり易く意識したもの。

(資料) 対象各都市の「都市商業ネットワーク計画」をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

③ 商品仕入の方法

小売チェーンによって違いがあるため、一概には言い難いものの、中国では総合スーパーであっても返品可能な消化仕入が多い模様（図表 15）。

品目別に見ると、食品では相応に買取仕入が広がっているものの、衣料品では殆どが消化仕入となっているとみられる。

今後、中国においても、消費者の購買力が更に高まり、また、消費の多様化が進展すると、他チェーンとの差異化が必須になる見込み。即ち、自主的なマーチャンダイジングの必要性が高まり、買取仕入ができるバイヤーの育成がチェーンの競争力を左右するようになる可能性もあると考えられる。

《 図表 15 : 仕入方式の比較 》

	概 要	返 品	自主 MD
消化仕入	消費者への販売まで所有権が納入業者に残る取引	可 能	自由度低い
買取仕入の必要性が高まる可能性有り			
買取仕入	商品を仕入れた時点で所有権が小売に移る取引	原則不可	自由度高い

(注) 中国では買取仕入であっても、返品が行われているケースもある模様。

(資料) 各種情報をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

以 上

(執筆者連絡先)

(株)三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 松浦 知子

住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL：852-2249-3031 FAX：852-2521-8541 Email：Tomoko_Matsuura@hk.mufg.jp



中国のオフショア国債発行と最近のオフショア人民币動向

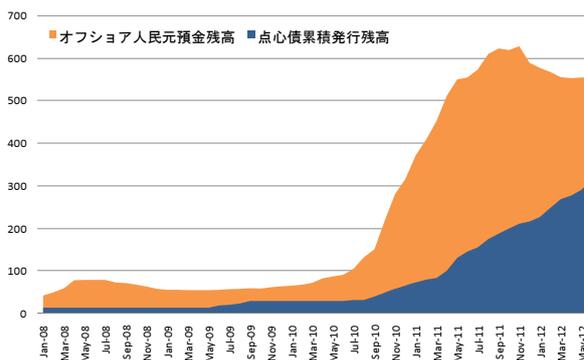
三菱東京UFJ銀行(中国)
環球金融市場部
資金証券グループ 山本啓介

中国財政部は6月28日、香港で230億元の人民币建国債を発行した。財政部が香港で国債を発行するのはこれで4回目だが、今回はこれまでで最大規模の起債であり、かつ、海外中央銀行向けにも初めて発行されること、初めて香港証券取引所に上場して取引を行うこと等、様々な試行的取組みが注目を集めた。また、今回の国債発行は返還15周年を迎えた香港に対する経済支援策、並びに人民币の国際化を促す新たな措置導入の一環としても報道されている。本稿では、足元のオフショア人民币市場の動向に着目しつつ、中国の通貨国際化戦略の大計における人民币オフショア市場の位置づけについて考察してみたい。

1. 足元の人民币オフショア市場

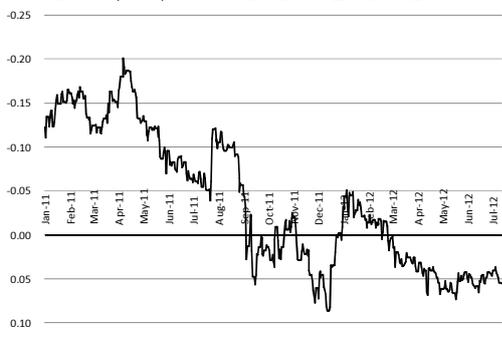
過去最大規模となった今回のオフショア国債入札だが、ここ最近のオフショア人民币預金の減少から点心債(中国本土外で発行される人民币建債)の需要は抑制されるとの懸念が度々指摘されてきた。【図1】の通り、香港のオフショア人民币の預金残高は2010年の規制緩和以降急増していたが、2011年11月をピークにその後は減少へと転じており、足元では預金残高の伸び悩みが確認されている。

【図1】 香港人民币預金残高、香港点心債累積発行金額(単位:10億元)

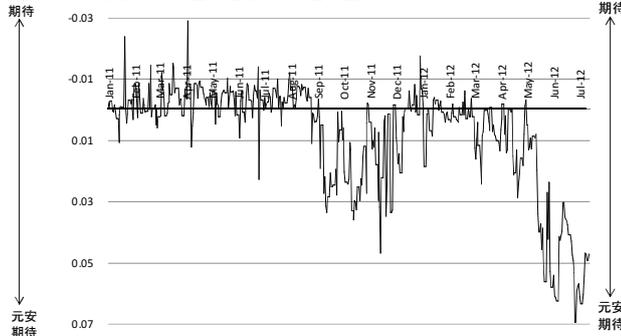


オフショア人民币預金減少の理由の一つに、将来的な元高期待の後退がある【図2,3】。これまでのオフショア人民币預金の増加は、将来的な人民币高を見込んだ投機資金の流入が一因と指摘されてきたが、足元では中国経済の減速懸念や、貿易黒字縮小による外貨売買の均衡化から、人民币の上昇期待はオフショア・オンショアの両市場において弱まりつつある¹。

【図2】NDF(1年物)スプレッド(先物価格 - 直物価格)推移



【図3】PBOC基準値と当日終値の差異

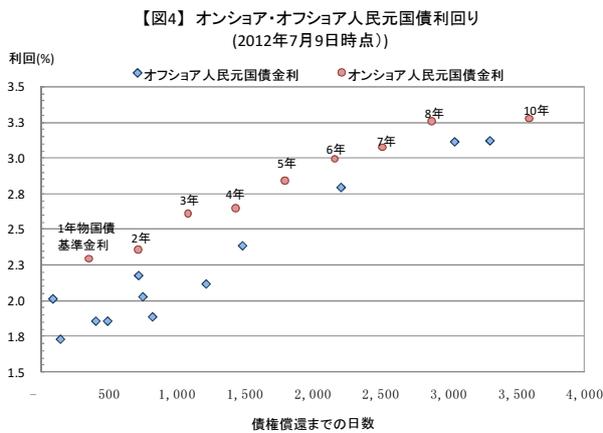


かかる状況下、オフショア人民币の債券市場においては、これまで預金・運用資産残高のミス

¹人民币レポート76号で示した通り、オフショア人民币市場において将来的な元高/元安の期待値を示すとされるNDF取引においては、元安期待の取引増加傾向が継続。国内市場においてもPBOCが公表する基準値からの乖離は元安側で引けるケースが目立っている。

マッチや、中国本土の市場へアクセスできない国外投資家の高い人民元運用ニーズを背景に、オンショアと比較して低い利回りで取引されてきた。人民元レポート第73号では、人民元高期待の後退や、人民元投資の代替商品の増加からこのオン・オフ利回り格差が縮小している点を指摘したが、足元ではその傾向が更に加速している。

【図4】は2012年7月9日時点における、中国財政部が中国国内（オンショア）で発行する国債と、香港市場（オフショア）において発行する国債のイールドカーブである。本誌73号発行時（2012年2月）においては、年限毎にぶれがあるものの、全般的にオフショア人民元国債の利回りが0.8%程度低く取引されていると指摘したが、現在では利回り格差の大きい短期物についても0.5%程度まで縮小している。同様に、【図5】は残存期間8年のオンショア国債金利と2020年12月償還のオフショア国債金利の推移を図示したもののだが、一時、約2.5%あったオン・オフの金利スプレッドは、0.3%以下まで縮まってきている。



上述の通り、オフショア市場においては、人民元預金残高増加の頭打ちや、人民元運用における選択肢の増加から人民元国債利回りは上昇してきた。一方、オンショア市場では国内経済減速懸念を背景とした金融緩和観測から債券利回りは低下傾向が継続、加えて足元では2ヶ月連続の利下げにより一段と低下したことから、スプレッドの縮小が加速する形となった。但し、今回の入札結果を振り返ると、機関投資家からの応札は587億元と、割当額155億元の3.79倍に達し、また中央銀行5行（国名は明らかにされていない）からの応札倍率も1.53倍と、割当額の20億元を上回るなど、依然としてオフショア人民元には強い運用需要があることが窺える【図6】。

【図6】オフショア人民元国債起債動向

	今回起債 2012年6月		前回起債 2011年8月	
発行総額(億元)	230		200	
うち機関投資家向け販売	155		150	
3年	70	1.85%	60	0.60%
5年	55	2.56%	50	1.40%
7年	10	2.65%	30	1.94%
10年	10	3.10%	10	2.36%
15年	10	3.48%		
応札倍率	x3.79		x3.60	
うち中央銀行向け販売	20			
3年	11			
5年	6			
7年	2			
10年	1			
応札倍率	x1.53			
うち個人向け販売	55		50	
2年	55	2.38%	50	
応札倍率	-		-	

2. 新規政策動向等

人民元オフショア市場は、中国の通貨国際化戦略の導入・進展に伴い発展してきた。人民元国際化戦略における中国のこれまでの取組みは大きく分けて、①人民元のオフショア供給スキーム構築、②オフショアでの人民元決済システムの設立、③オフショアに滞留する人民元の運用機会提供、の3点に集約される。これらは人民元国際化初期段階における、貿易決済拡大とそれに伴う海外へ向けた通貨流通経路拡大のための必要プロセスであり、香港オフショア人民元市場はその典型である。

足元では香港返還 15 周年に前後し導入された政策に関して、香港のオフショア人民元センターとしての更なる地位向上を予見する報道が散見されている。また、香港以外においても第 2・第 3 のオフショアセンター設立の可能性が囁かれており、その他人民元国際化の進展を示唆する当局の施策を取り上げるニュースが後を絶たない。以下では、こうした取組みが上記の人民元国際化戦略のフレームワークの中でどのような意義を有するか考えてみたい。

(1) 通貨スワップ締結の加速

足元では中国の通貨スワップ協定締結加速が大々的に取り上げられている。6 月 21 日、中国はブラジルと通貨スワップ協定を締結し、その後も立て続けにウクライナと同様の協定を結んだ。こうした取組みからは、人民元国際化のプロセスにおいて、元建貿易決済の拡大を更に進めようとする当局の意図が汲み取られる。貿易黒字にある中国は、人民元クロスボーダー決済を推進しても人民元の対外供給が進みにくい収支構造を有している。そのため、これまでも人民元の利用地域を拡大する上でこうした通貨供給スキームを積極的に利用してきた。通貨スワップ協定の締結は、足元のみでなく、人民元貿易決済を導入した 2008 年末以降、着々と進められてきたことがわかる【図 7】。

【図 7】人民元通貨スワップ協定

締結日	締結相手国	スワップ枠 (人民元:億)	スワップ枠 (相手国通貨)	期間
2008年12月12日	韓国	1,800	38兆ウォン	3年
2009年1月20日	香港	2,000	2,270億香港ドル	3年
2009年2月8日	マレーシア	800	400億リンギット	3年
2009年3月11日	ペラルーシ	200	8兆ペラルーシルーブル	3年
2009年3月23日	インドネシア	1,000	175兆インドネシアルピア	3年
2009年3月29日	アルゼンチン	700	380兆アルゼンチンペソ	3年
2010年6月10日	アイスランド	35	660億クローナ	3年
2010年7月23日	シンガポール	1,500	300億シンガポールドル	3年
2011年4月18日	ニュージーランド	250	50億ニュージーランドドル	3年
2011年4月19日	ウズベキスタン	7	1,670億ウズベキスタンスム	3年
2011年5月6日	モンゴル	50	1兆トゥグルグ	3年
2011年6月13日	カザフスタン	70	1,500億カザフスタンテンゲ	3年
2011年10月21日	韓国(拡大)	3,600	64兆ウォン	3年
2011年12月22日	タイ	700	3,200億バーツ	3年
2011年12月23日	パキスタン	100	1,400億パキスタンルピー	3年
2012年1月18日	アラブ首長国連邦	350	200億ディルハム	3年
2012年2月8日	マレーシア(拡大)	1,800	900億リンギット	3年
2012年2月21日	トルコ	100	30億トルコリラ	3年
2012年3月22日	オーストラリア	2,000	300億豪ドル	3年
2012年6月21日	ブラジル	1,900	600億リアル	3年
2012年6月27日	ウクライナ	150	190億グリブナ	3年

(2) 人民元建 ETF の香港上場

今年 4 月、中国証券監督管理委員会 (CSRC) はオフショア市場で調達した人民元で国内の株式・債券市場への投資を認める人民元適格外国機関投資家 (RQFII) 制度の枠を 200 億元から 700 億元へ、500 億元拡大することを決定した。加えて、香港証券先物委員会 (SFC) は、RQFII 制度に基づく初の A 株 ETF (上場投資信託) の香港上場を認可した。本件は香港上場となる中国 A 株連動型 ETF であり、RQFII の枠組みを利用したオフショア人民元による元建 ETF である点が大きな特徴である。香港にはこれまでも QFII 制度を利用した中国株 ETF が存在していたが、人民元建金融商品の新たな開発については、運用先提供による人民元利用促進、並びにオフショアに滞留する人民元の本土還流が主な狙いであると見られ、4 月に拡大された RQFII の投資枠が本件 ETF に割り当てられるものと考えられる。なお、今回の ETF についてはクロスボーダーでの相互上場となる点が注目されており、本土株式市場の上海・深圳においても同様に、香港株価指数に連動する ETF が 2 本上場される。

(3) 深圳市前海地区における香港企業進出促進と資本取引自由化の模索

中国国家開発改革委員会は、深圳市前海地区をサービス業先行モデル地区に選定することを表明した。前海地区は、元来、2010 年 12 月 20 日に公表された香港との経済一体化構想の下、金融、物流、情報サービス、科学技術及び専門サービスの 4 大産業を中核に位置づけた都市開発が進められてきた地域である。今回の計画は、香港のサービス業者の前海地区進出を一層促し、本土・香港経済の一層の緊密化を図る計画であるとして注目を集めている。個別内容を見ると、前海所在企業の香港に於ける点心債発行奨励、国境を越えた人民元融資の試験的实施等、こちらも香港・マカオにまたがる域外人民元資金還流ルートの拡大が主眼にあることが分かる。この他資本勘定

を含めた人民元の完全交換の可能性等も報道されているが、その詳細は明らかになっておらず、今後の動向が注目されている。

(4) オフショア市場の拡大

足元では、オフショア人民元市場を香港以外の金融センターにも開設しようとする動きが見られる。例えば、今年4月オズボーン英財務相が、国際的な人民元ビジネスにおける西側の中核市場としてのロンドンの地位強化を目指す新たなイニシアチブを、主要金融機関とともに開始すると発表した。また、香港とアジア金融センターの地位を争うシンガポールにおいても人民元決済銀行の設置（中国の自国銀行）認可を取得すべく動き出しており、今月、中国当局が自国銀行の1つをシンガポールにおける人民元決済銀行として認可するとコメントしたことが大きく取り上げられている。シンガポールは東南アジア諸国に対し、香港以上に大きな貿易関係を有しており、こうした地域で人民元決済を容易化することで、域内での人民元のプレゼンスは更に高まることは確実と見られる。また本邦においても、昨年末の日中首脳会談で両国間のクロスボーダー取引における母国通貨利用促進を含む相互協力強化に合意しており、銀行間市場にて円・人民元の直接取引が開始されている。

今後、香港以外にも更なるオフショアセンターが設立されれば、必然的に当地における人民元資金の運用先提供（=大陸への資金還流ルートの確保）が図られることとなり、外国人が投資可能な人民元建て金融資産の選択肢はより広がるものと推察される。

3. 今後の課題、見通し等

人民元はこれまで中国の通貨国際化戦略の進展に伴い、少なくとも貿易取引のある周辺諸国との間においては決済通貨としての足場を着実に固めてきた。但し、当局管理下で通貨交換性やオンショア金融市場へのアクセスが限定されている現状から察するに、人民元が完全な国際通貨となるのはまだ当分先になるだろう。

人民元オフショア市場の発展を示唆する取組みも、現状においては3つの枠組み（①人民元の国外供給、②オフショア人民元の滞留、③国外での運用機会提供⇔国内還流）を超えるものでは無く、資金の流れはなおも一方通行の状態にある。こうした実態から、現状の人民元オフショア市場は、海外に流出した人民元を当局の管理下で本土へ還流させる集約機構としての意味合いが強いことが窺われ、実際に金融資本取引の自由化を土台にオン・オフ間の自由な資本取引を促し、以って人民元の全面的な国際化を促進する意図が感じられるような政策は依然出て来ていない。即ち、現段階における人民元国際化は、あくまでも周辺国との貿易決済拡大を主体に進められていると言える。

しかしながら、人民元が貿易決済の拡大に伴いその存在感を着実に高めているのは事実であり、決済通貨として国際的地位向上が更に進めば、人民元オフショア市場はその恩恵に与り発展を続けてゆくものと思われる。

以上
(2012年7月31日)

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行（中国）環球金融市場部

E-mail:shinya_ueno@cn.mufg.jp

TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線)2950



税務会計:中国の税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

◆税務(担当:山崎 学)

Question:

「受益者認定」及び「間接持分譲渡」業務について国家税務総局の更なる指針について教えてください。

Answer:

2012年6月11日、国家税務総局は香港税務局より開催された税務セミナーにおいて「国家税務総局:税収協定における「受益者」をどのように理解し認定するかに関する通知」(国税函[2009]601号、以下「601号通達」)及び「国家税務総局:非居住者企業の出資持分譲渡所得に対する企業所得税管理の強化」(国税函[2009]698号、以下「698号通達」)に関して、必要となる事項について更なる指針を明確にしました。

下記におきまして、601号通達及び698号通達について国家税務総局が明確にした更なる指針に対して、私共の見解をご紹介します。

601号通達に記載された受益者認定に関する更なる指針

国家税務総局は601号通達の実施における技術的な問題、及び実務的な問題について更なる指針を示すための補足通達の作成に取り組んでいます。例えば、配当の直接受領者が租税条約国・地域の税法上居住者に該当する上場会社であって、当該国・地域と中国との間で締結した租税条約において租税条約に基づく待遇を享受することが規定されている場合、配当収入について受益者資格を直接取得することができます。

実質的な受益者を追跡するアプローチ

今回開催された税務セミナーにおいて国家税務総局は601号通達に対する補足通達において、「実質的な受益者を追跡する」アプローチの採用を検討しています。即ち、所得の直接の受領者が、中国源泉の配当、利息、ロイヤルティーの実質的な受益者ではない場合、中国税務当局は実質的な受益者を追跡し、実質的な受益者の税法上居住者となる国・地域と中国との間の租税条約に基づいて当該所得に適用される源泉所得税率を確定します。

601号通達の補足通達で明確化されるその他の事項

- 601号通達の受益者認定に際して不利となる7つの要素を分析する際、関連する全ての要素を総合的に検討して、受益者を認定する。
- 受益者の認定に必要となる証憑。
- 同一の非居住者が中国の複数の場所から同種の所得を取得する場合、各地の所轄税務局(又はその上位税務局)に対し、受益者資格を共同認定するよう請求を可能とする。

6月11日の後、国家税務総局は2012年7月12日に601号通達への補足通達である「国家税務総局：税収協定における「受益者」の認定についての通達」(国家税務総局公告[2012]30号、以下「30号通達」)を発表しました。30号通達はセミナーにおいて検討された話題について、もっと詳細な解釈を規定しています。例えば、所得の種類に基づき、会社の定款、財務諸表及びキャッシュ・フロー記録等の資料を基に、不利となる7つの要素を分析すること等が規定されています。その他、国外会社が代理人を通して中国会社から配当、利息、ロイヤルティーを取得する場合において、国外会社が「受益者」を申請するときにおける、受益者に関する判定方式についても規定されています。

698号通達に記載された間接持分譲渡への課税に関する更なる指針

国家税務総局は、698号通達及び中国の一般的租税回避否認条項(GAAR)が、商業的理由から中国居住者企業の間接持分譲渡を伴う多国籍グループ内の組織再編に対して、企業所得税の取り扱いについて不確実性を有する可能性があることを認識しています。そこで国家税務総局は、通達698号で明確にされなかったその他関連事項について明確化を行うと共に、グループ内組織再編に関するセイフ・ハーバー・ルールを講じるための補足通達を起草しています。

非居住者企業がグループ内部再編の過程で行う中国居住者企業持分の間接譲渡は、以下の三つの条件を全て満たせば、合理的な商業目的を有する取引であるとみなされ、セイフ・ハーバー・ルールに適用することができます。

- 取引における外国譲渡人と外国譲受人との間での持分関係が一定の比率を超える。
- グループ内部再編の前後で、多国籍グループの所有する中国居住者企業の持分比率が変化しない。
- グループ内部再編は、今後中国居住者企業の持分を売却することにより生じる資本利得にかかる源泉税の実際負担に変化をもたらさない。

698号通達に関する補足通達で明確化される可能性のあるその他の事項は、次のとおりです。

- グループ内組織再編が適格であり、セイフ・ハーバー・ルールの適用を受けられる場合における、必要証憑の簡略化。
- 中国税務当局はグループ内部再編取引がセイフ・ハーバー・ルールの条件に合致するか否かの確認通知義務を有する。
- 過去に別の間接持分譲渡が行われていた中国居住者企業の持分について、譲渡した場合における譲渡原価の確定方法。

私共の見解

国家税務総局は税務セミナーで行った発表を通して、601号通達及び698号通達の執行に関する不備と問題点を十分に認識していることは明らかです。

国家税務総局がセミナーで行った発表は納税者や税務実務家らに対し受益者資格をどのように認定するか、及び間接持分譲渡との関連で中国のGAAR規定をどのように実施するかについて、国家税務総局の現在の立場と将来の対応に係る見解を示しました。

残念ながら、補足通達の詳細内容（例えば、セイフ・ハーバー・ルールの詳細基準、「真の受益者を追跡する」アプローチの具体的内容等）にまでは踏み込んでいません。

私共は当該問題について今後も継続的に注目し、更なる詳細及び見解についてお伝えしていきます。

(執筆者連絡先)

プライスウォーターハウスクーパース中国
日本企業部統括責任パートナー 高橋忠利
中国上海市湖濱路 202 号普華永道中心 11 楼
Tel: 86+21-23233804
Fax: 86+21-23238800

法務:実務的観点からみた外商投資企業の会社分割

北京市金杜法律事務所 パートナー弁護士
中国政法大学大学院 特任教授
劉 新宇

I. はじめに

会社分割は、企業事業再編の重要な一手段といえるが、中国において外商投資企業が会社分割を行った例は、それほど見受けられない。その制度の不明確さゆえ、外国企業がなかなか馴染むことができず、出資した中国現地法人・事業会社の分割に躊躇することも多いかと思われる。しかし、会社分割は、資産譲渡、会社の新規設立といったその他の事業分離の方法と比較して、特有の利点が存するの事実である。例えば、会社分割のために新たな資金を投入することは基本的に不要であり、従業員の承継手続も煩雑でなく、また税務の面においても有利となることが多い。このように、会社分割は中国事業の戦略として活用すべき手段の一つだと考えられ、これに関する中国の法制度、実務上の問題点などについて知ることは中国に進出している日系企業にとって重要と思われることから、以下、本稿では、外商投資企業の分割にかかる中国の法制度を概説したうえ、筆者の経験も踏まえ、実務上問題となることが多い幾つかの論点を取り上げ論じるものとした。

II. 会社分割の法制度

(1) 関連法令

外商投資企業の分割は、主に中国会社法¹、いわゆる三資企業法²、特別法令である「外商投資企業の合併及び分割に関する規定」³（以下、「合併分割規定」という）に従ってこれを行わなければならない。

会社法は、その第9章において、会社分割にかかる財産分割、債権者への通知義務、債権債務の承継（176条～177条）、会社分割にかかる変更・設立登記（180条1項）に関する規定を定めている。また、三資企業法とその実施条例、実施細則には、会社を分割するための内部決議手続に関する規定がある。

これに対し、「合併分割規定」は、分割される会社が外商投資企業である場合の特別法として位置づけられ、会社分割の実務における最重要法令といえる。同規定には、外商投資企業の合併・分割の要件や手続等が詳細に定められており、現に当局が会社分割の認可を行うにあたって、重要な審査の根拠となっているように思われる。

¹ 1993年12月29日公布、1994年7月1日施行、2005年10月27日改正、2006年1月1日施行。

² 「三資企業法」とは、中外合弁経営企業法、中外合作経営企業法、外資企業法これら三法の総称をいう。

³ 1999年9月23日公布、同年11月1日施行、2001年11月22日改正・施行。

(2) 会社分割の手續

「合併分割規定」4条によると、外商投資企業の分割とは、1つの外商投資企業が会社法の関連規定に従ってその最高権力機関の決議を経て2つ以上の会社に分かれることをいう（同条1項）。また、会社の分割には、存続分割、解散分割の二形式があり（同条2項）、存続分割においては、既存の会社がそのまま存続し、かつ、1つ以上の新会社が設立されるのに対し、解散分割の場合には、既存の会社が解散し、2つ以上の新会社が設立されることとなる（同条3項、4項）。

会社分割の手續は、関連規定のほか、これまでの実務経験等からすると、①会社の最高権力機関における決議、②原認可機関に対する分割申請、③認可機関による第一次審査（45日以内）、④債権者に対する通知、公告（債権者の異議申立期間については後述）、⑤認可機関による第二次審査（30日以内）、⑥外商投資企業批准証書にかかる抹消・変更・受領の手續、⑦抹消・変更・設立の工商登記手續、⑧解散会社の債権者・債務者に対する公告手續（解散分割の場合のみ）、⑨その他税関、税務、外貨にかかる抹消・変更・設立等の手續という流れとなる。

このように、認可機関による審査は2回に及び、債権者に対する公告もあるなど、会社分割の認可手續は、どうしても長期化が避けられない。また、分割する会社が合弁企業であるときは、出資者間における分割協議書や分割後の合弁契約書等をめぐる交渉等のため、より多くの時間を要することとなる。したがって、会社分割を実施しようとするときは、早めに計画を立て、時間的な余裕を十分に確保すると同時に、弁護士や会計士など外部の専門家と相談しながら、効率よく作業を進めていくことが必要になると考えられる。

(3) 分割後会社の登録資本

「合併分割規定」は、外商投資企業が分割した後の登録資本額につき、分割前会社の最高権力機関が関連法令、登記機関の関係規定に従ってこれを確定するものとし、分割後の各社の登録資本額は、その総額が分割前会社の登録資本額と同額でなければならない旨を定めている（13条）。

このように、分割後における各社の登録資本額は、存続分割・解散分割を問わず、その合計額が分割前会社の登録資本額に相当していなければならないが、このことは、通常、会社の分割手續と増資・減資手續とを同時に行うことができないと解される。

Ⅲ. 会社分割に関する実務的問題点とその対応策

(1) 債権者による異議申立期間

まず、「合併分割規定」は、認可手續において、債権者に対する第1回目の公告を行った日から債権者が異議を申し立てないまま90日を経過したときは、認可機関に対して第二次審査を申請することができる（29条）。

これに対し、2005年改正の会社法は、会社分割における債権者に対する公告については定めているものの（176条2項）、債権者による異議申立の期間については、明確な規定を設けておらず、

他方、同じく 2005 年改正の会社登記管理条例⁴には、会社の合併、分割において、公告日から 45 日を経過した後に登記申請をしなければならないとする規定がある（39 条 2 項）。これらの諸規定を総合して考えると、この 45 日間は、債権者異議申立の期間にあたるものと解される。

会社登記管理条例は国务院が制定した行政法規であり、法体系上、旧対外貿易経済合作部、国家工商行政管理総局が共同で制定した「合併分割規定」より上位にある。このことから、「上位法優先」の原則により会社登記管理条例が優先適用され、異議申立ての期間は、45 日間になるものと解される。しかし、「合併分割規定」が特別法に該当することから、外商投資企業に関しては、あくまでこの規定が優先適用されるとの解釈も主張されている。

この点をめぐっては、実務でも運用が分かれ、各地方の認可機関ごと取扱いが異なる。したがって、個別の案件においては、原則として、認可機関である所轄の商務部門の判断に従わざるをえないが、債権者異議申立の期間が 90 日間であるか 45 日間であるかは、当事者が会社分割の計画を立てるにあたり重要な意味を有すると考えられるゆえ、早めに現地の認可機関に確認することが望まれる。

(2) 会社分割とその他の手続の審査認可時期

分割する会社の出資者が複数である場合、会社分割後の存続会社、新設会社における各出資者の出資比率は、分割前の会社における出資比率と一致するはずである。しかし、会社分割に伴って各社の出資比率の調整もしなければならないときは、理論上、持分譲渡や増資の手続も必要となってくる。

ここで、例えば、外商投資企業 A 社に対し出資者 X・Y が 50%ずつの出資持分を有していた場合において、A 社が存続分割をするにあたり、この A 社については 50%ずつの出資比率を維持するものの、新たに設立される B 社については、X、Y の出資比率をそれぞれ 60%、40%とすることに合意したケースを想定してみる。

この場合においては、通常、まず、A 社の分割手続が終了してから、次に新 B 社の持分譲渡手続（すなわち、Y の B 社に対する 10%の持分を X に譲渡）を行うべきだと考えられる。ただ、関連法令にも、明確に禁止するような規定は存しないため、理論的観点からすると、これら 2 つの手続を同時に行う可能性もある。筆者の業務経験において、ある地方の認可機関がこのような取扱いの可能性を完全に否定したわけではないが、前例が極めて少ないために、消極的な態度をとったことがあった。いずれにせよ、両手続につき同時に認可が得られれば、時間と労力を大いに節約できるゆえ、所轄の認可機関と交渉してみる価値はあるものと思われる。

(3) 分割に伴う従業員の処遇

中国労働契約法⁵34 条によると、分割後の会社は、分割前の会社とその従業員との労働契約を承継するものとされている。例えば存続分割の場合において、存続会社が分割前の従業員との労働

⁴ 1994 年 6 月 24 日公布、同年 7 月 1 日施行、2005 年 12 月 18 日改正、2006 年 1 月 1 日施行。

⁵ 2007 年 6 月 29 日公布、2008 年 1 月 1 日施行。

働契約を維持することは特に問題とならないが、一部の従業員を新設会社が承継することについて、これらの従業員の同意を得る必要があるか否か、特に明確な規定は存しない。

理論的に、新設会社に移転する事業や資産とともに、関連する従業員を新設会社に移籍させるとしても、その同意を得ることは必要ないと考えられる。しかし、会社分割に伴う労働者の配置については、労働契約法4条に定める「会社の重大事項に関する従業員との協議」に関する手続を遵守しなければならない、との見解がある⁶。つまり、解散会社は、労働者の配置について従業員代表大会を開催し又は全従業員から意見を募り、労働組合又は従業員代表と平等な立場で協議した上、この問題を解決しなければならない、という考え方である。そもそも規則制度の制定・変更の際には、労働者側と協議し、労働者への周知や労働組合・労働者から意見を聴取するなど、労働契約法に定められた民主的な手続を踏めば足り、結果的に個別労働者とそれぞれ具体的な合意に達しなくともよいと考えられる。

しかしながら、実務的観点からすると、移籍対象となる従業員が多数に及ぶ場合、あるいは移籍後の地位や待遇に満足せず従業員が移籍を拒否する場合には、現地政府が社会安定の維持を理由として、従業員の配置にかかる問題を適切に解決しない限り会社分割を認めない可能性も出てくる。したがって、新設会社における従業員の職種、賃金や福利厚生などの待遇に関しては、不満を抱かせないように調整の必要があると思われる。

(4) 国有資本を有する会社

分割する会社に国有資本が入っている場合、すなわち、中国政府又は国有企業から出資を受けた会社を分割する場合においては、国有資産関連規定に従ってその分割手続をする必要があり、一般論として、専門資格のある資産評価機関が国有資産の評価を行ってその評価額を所轄の国有資産監督管理部門に届け出ること、又はその評価結果の審査確認を申請することが必要となる。もっとも、特に持分譲渡を伴わない限り、理論上、会社分割によって、国有資産の価値・割合が変動することはないと解され、国有資産の評価は不要になるようにも思われるが、企業国有資産評価管理暫定弁法⁷6条は、会社分割の場合にも国有資産の評価を要すると定めているため、注意が必要である。

国有資本を有する会社は、一般的な会社と比較して、分割手続の時間やコストがかさむだけでなく、国有資産監督管理部門が介入することにより、会社分割実現の不確定さも増大すると思われる。したがって、このような企業の会社分割を計画する際には、分割対象となる会社の中国側出資者を通じて所轄の国有資産管理監督部門に対し、その意向を事前に確認しておくことが望まれる。

(5) 輸入税減免貨物の処理

分割対象の会社が輸入税の減免された機械、設備等（以下、「税減免貨物」という）を有しており、会社分割後に新設会社がこれらの減免税貨物を受け継ぐ場合には、所轄の税関に対する申告

⁶ 会社の合併・分割の場合においては、会社が労働者の配置について決定することができ、労働契約法4条に定める手続の実行は必ずしも必要ではない、とする見解もある。

⁷ 2005年8月25日公布、同年9月1日施行。

が必要となる。

これに関し、中華人民共和国税関輸出入貨物税減免管理弁法⁸39 条は、税関による監督管理期間内に税減免の申請者に会社分割等の変更が生じたとき、権利義務の引受人（新設会社）において、その営業許可証の発行日から 30 日以内に、原税減免申請者の主管税関に対し、主体変更の状況、原税減免申請者の税減免貨物の状況を報告しなければならないと定めている。税関は、新設会社による税減免貨物に関し資格有無の審査を行うが、この審査結果には次の 2 つの場合がある。

まず、分割後の会社が税減免の資格を有する場合には、税減免届出の変更又は税減免貨物の移転（中国語：結転）を申請すれば、引き続き税減免優遇待遇を受けることができる。ただし、税減免の資格を有していても、その税減免貨物に対する税関の監督管理期間は、その輸入日から連続して計算される。これに対し、分割後の会社がそのような資格を有していない場合には、必要な税額を追納したうえ、監督管理の解除手続を行わなければならない。この「税減免の資格」については、税減免の優遇待遇を受ける前提となる投資総額が重要な要素の 1 つとなるが、これが不足すると税の追納が必要となるゆえ、新設会社が税減免貨物を受け継ぐ場合には、同社の投資総額を設定する際に、この点を考慮する必要がある。

IV. おわりに

冒頭でも述べたように、会社分割は、事業再編の重要な手法であるが、前例がそれほど多くなく、その法制度には整備しきれていない部分が残されており、その手続の内容や期間などに関しては、不確定な要素が少なくない。本稿は、過去の経験も踏まえていくつかの実務上の問題点や留意点を分析し、対応策を提示したが、中国に進出した日系企業にとって参考となることができれば幸いである。しかし、実際に会社分割を行う際には、それぞれの事情に合わせケースバイケースで計画・戦略を立てる必要があるゆえ、早めに法務、会計、税務などの専門家と相談することが望ましい。場合によっては、分割予定の会社に対するデューディリジェンスを実施し、問題点を洗い出したうえで、会社分割に臨むことも推奨される。

（執筆者連絡先）

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心弁公樓東樓20階

Tel : 86-10-5878-5091

Fax : 86-10-5878-5533

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

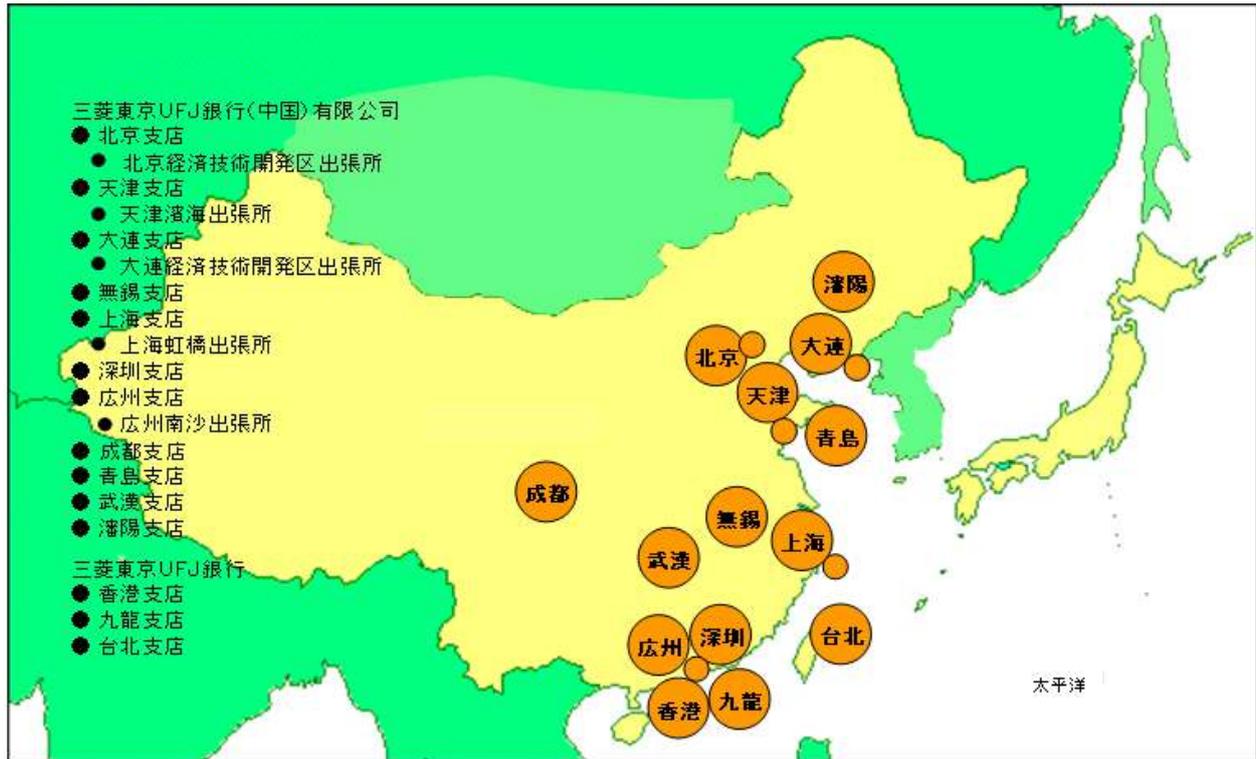
金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・ブリスベン・キャンベラ・成都・重慶・広州・杭州・香港・済南・ロンドン・メルボルン・ニューヨーク・パース・青島・上海・深圳・シリコンバレー・蘇州・シドニー・天津・東京

⁸ 2008 年 12 月 29 日公布、2009 年 2 月 1 日施行。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京経済技術開発区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2楼 北京市北京経済技術開発区宋華中路10号 亦城國際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大厦21楼 天津市天津経済技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連経済技術開發区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11楼 大連市大連経済技術開發区金馬路138号 古耕國際商務大厦18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10楼	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大厦20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華總商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際事業本部 貿易投資相談部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。